

第1部 報告書

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2017年の動向

第1章 核軍縮¹

(1) 核兵器の保有数（推計）

核兵器の保有を公表しているのは、2017年現時点で8カ国である。このうち、中国、フランス、ロシア、英国及び米国は、核兵器不拡散条約（NPT）第9条3項で「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と定義される「核兵器国」（nuclear-weapon states）である。これら5核兵器国の他に、NPT非締約国のインド及びパキスタン、並びにNPTからの脱退を1993年及び2003年に宣言した北朝鮮が、これまでに核爆発実験を実施し、核兵器の保有を公表した。もう1つのNPT非締約国であるイスラエルは、核兵器の保有を肯定も否定もしない「曖昧政策」を維持しているが、核兵器を保有していると広く考えられている（イスラエルによる核爆発実験の実施は、これまでのところ確認されていない）。本報告書では、NPT上の核兵器国以外に、核兵器の保有を公表しているか、あるいは核兵器を保有しているとみられる上記の4カ国を「他の核保有国」（other nuclear-armed states）と称する。また、核兵器国と核保有国を合わせて表記する場合は、「核保有国」とする。

ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の推計によれば、2017年1月時点で世界に存在する核兵器の総数は依然として1万4,935発（うち4,150発が配備核弾頭）にのぼり、このうちの90%以上を米露が保有している²。また、核兵器の総数は

2010年からは約7,600発、前年からは460発削減されたが、そのペースは鈍化傾向にある。さらに、中国、インド及びパキスタンの核弾頭数は、ここ数年にわたって、それぞれ年10発程度のペースで漸増してきたと見積もられている（表1-1、表1-2を参照）。

核保有国のうち、フランスは核兵器保有数を300発と公表し³、英国は2020年代半ばまでに核兵器保有数の上限を180発の規模まで削減するとしている。これ以外の核保有国はいずれも、自国の核兵器の総数（配備、非配備、廃棄待ちなど含む）や上限を公表していないが⁴、米国は近年、核兵器の配備数などを積極的に公表してきた。オバマ政権は任期終了直前の2017年1月、2016年の約500発を含め、また2009年以来では2,226発の核兵器を廃棄したこと、並びに核兵器保有数（廃棄待ちの核弾頭を含まない）が4,018発であることを明らかにした⁵。

[1] 第1章「核軍縮」は、戸崎洋史により執筆された。

[2] Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2017: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2017), chapter 11.

[3] さらにフランスは、非配備の核兵器を保有せず、すべての核兵器は配備され運用状況にあるとしている（NPT/CONF.2015/10, March 12, 2015）。

[4] この点について、テルトレ（Bruno Tertrais）は、「核兵器保管数には核兵器としての機能を果たさないものや非破壊実験に用いられるものなど、『核兵器』とは呼べないようなものが含まれており、正確な数を提示することは難しく、ミスリーディングであり、また提示された日にのみ正しい数字でしかない」ということが理由にあると説明している（Bruno Tertrais, “Comments on Hiroshima Report of March 2013,” *Hiroshima Report Blog: Nuclear Disarmament, Nonproliferation and Nuclear Security*, October 29, 2013, <http://hiroshima-report.blogspot.jp/2013/10/op-ed-bruno-tertrais-comments-on.html>）。

[5] “Remarks by the Vice President on Nuclear Security,” Washington, DC., January 11, 2017, <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2017/01/12/remarks-vice-president-nuclear-security>.

表 1-1：核兵器保有数の推移

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
中国	～ 240	～ 240	～ 240	～ 250	～ 250	～ 260	～ 260	～270
フランス	～ 300	～ 300	～ 300	～ 300	～ 290	～ 290	～ 300	～300
ロシア	～ 12,000	～ 11,000	～ 10,000	～ 8,500	～ 8,000	～ 7,500	～ 7,290	～7,000
英国 ^a	～ 225	～ 225	～ 225	～ 225	～ 225	～ 215	～ 215	～215
米国	～ 9,600	～ 8,500	～ 8,000	～ 7,700	～ 7,300	～ 7,260	～ 7,000	～6,800
インド	60～80	80～100	80～100	90～110	90～110	90～110	100～120	120-130
パキスタン	70～90	90～110	90～110	100～120	100～120	100～120	100～130	130-140
イスラエル	～ 80	～ 80	～ 80	～ 80	～ 80	～ 80	～ 80	～80
北朝鮮	?	?	?	6～8	～ 8	～ 8	～ 10	10-20
世界	～ 22,600	～ 20,530	～ 19,000	～ 17,270	～ 16,383	～ 15,850	～ 15,395	～14,935

出典) Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *SIPRI Yearbook 2010: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2010), chapter 8; SIPRI, *SIPRI Yearbook 2011: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2011), chapter 7; SIPRI, *SIPRI Yearbook 2012: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2012), chapter 7; SIPRI, *SIPRI Yearbook 2013: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2013), chapter 7; SIPRI, *SIPRI Yearbook 2014: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2014), chapter 6; SIPRI, *SIPRI Yearbook 2015: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2015), chapter 11; SIPRI, *SIPRI Yearbook 2016: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2016), Chapter 16; SIPRI, *SIPRI Yearbook 2017: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2017), Chapter 11.

a) 英国は、情報公開法に基づいて公表された資料によれば、トライデント SLBM に搭載される核弾頭について、2020 年までに 180 発を超えない規模に削減するという目標に向けて、年 3 発のペースで解体してきた (Rob Edwards, "UK's Nuclear Weapons being Dismantled under Disarmament Obligations," *Guardian*, August 11, 2013, <http://www.theguardian.com/uk-news/2013/aug/11/uk-nuclear-weapons-dismantled-trident>)。SIPRI の推計では、2010～2014 年までの英国の核兵器保有数は 225 発とされているが、この間も核兵器数は削減されてきたものと考えられる。

表 1-2：核兵器保有数（推計、2017年1月）

	核弾頭数	内訳			(核弾頭数)	(運搬手段)
		退役 / 廃棄待ち ～ 2,800	運用可能 ～ 4,000	非戦略核弾頭 ～ 2,200		
米国	～ 6,800	退役 / 廃棄待ち				
		～ 2,800				
		運用可能				
		～ 4,000				
		配備核弾頭 ～ 1,800	非戦略核弾頭 300			
			戦略核弾頭 ～ 3,700	ICBM 970 SLBM 1,920 戦略爆撃機 810	400 264 60	
ロシア	～ 7,000	退役 / 廃棄待ち (非戦略核弾頭)				
		～ 2,700 (1,850)				
		運用可能				
		～ 4,300				
		配備核弾頭 ～ 1,950	戦略核弾頭 ～ 2,460	ICBM 1,076 SLBM 768 戦略爆撃機 616	316 176 50	
英国	～ 215	配備核弾頭 120		SLBM 215	48	
フランス	～ 300	配備核弾頭 280		SLBM 240 攻撃機 50 (艦載機を含む)	48 50	
中国	～ 270			地上発射弾道ミサイル 170 SLBM 48 攻撃機 20 巡航ミサイル n/a	150 48 20 150～350	
インド	120～130			地上発射弾道ミサイル 68 攻撃機 48 SLBM 2	68 48 2	
パキスタン	130～140			地上発射弾道ミサイル 92 攻撃機 36 巡航ミサイル 12	96 36 12	
イスラエル	～ 80			弾道ミサイル 攻撃機		
北朝鮮	10～20					
世界	～ 14,935	(配備核弾頭) (4,150)				

注) ICBM：大陸間弾道ミサイル SLBM：潜水艦発射弾道ミサイル

出典) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2017: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2017), Chapter 11 より作成。

(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

A) 核兵器のない世界に向けたアプローチ

NPT 前文では、「核軍備競争の停止をできる限り早期に達成し、及び核軍備の縮小の方向で効果的な措置をとる意図を宣言し、この目的の達成についてすべての国が協力することを要請」している。また同条約第 6 条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と定められている。

「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」の目標に公然と反対する国はなく、NPT 運用検討プロセスや国連総会第一委員会などの場で、核兵器（保有）国も核軍縮へのコミットメントを繰り返し確認してきた。2017 年 1 月には中国の習近平国家主席が世界経済フォーラム（ダボス会議）で、「核兵器のない世界に向けて、核兵器が時間をかけて完全に禁止及び廃絶されるべきである」とも発言した⁶。しかしながら、核保有国のそうしたコミットメントは「核兵器のない世界」の実現に向けた核軍縮の着実な実施・推進を必ずしも意味するわけではなく、核軍縮は 2017 年も停滞した。また、米国は新政権の発足により、核軍備管理や核態勢を含め政策の見直しが進められているが、国家安全保障会議（NSC）のフォード（Christopher Ford）上級部長（大量破壊兵器・拡散対抗担当）は 3 月、「核兵器のない世界の目標が、国際安全保障環境における現下の動向の中で短・中期的に現実的な目標であるか否か」もその対象になると発言した⁷。

核軍縮へのアプローチについては、5 核兵器国及びインドがステップ・バイ・ステップ（step-by-step）アプローチ、米国と同盟関係にあり拡大核抑止（核の傘）を供与される非核兵器国（核傘下国）が「ブロック積み上げ（building blocks）」アプローチに基づく「前進的アプローチ（progressive approach）」、並びに非同盟運動（NAM）諸国が時限的・段階的（phased）アプローチをそれぞれ提唱してきた⁸。また日本は、「異なるアプローチを持つ国々が建設的な態度で現実的な核軍縮措置に関する議論に従事するよう、努力し続ける」とし、その第一歩として日本が採る 3 つの行動として、核軍縮に関する賢人会議の開催⁹、CTBT 発効への貢献を見据えた東南アジア・太平洋・極東地域（SEAPFE）地域会議の主催、並びに核兵器の非人道性に係る認知拡大のためユース・コミュニケーター及び包括的核実験禁止条約（CTBT）ユース・グループの国際的なネットワークの確立を挙げた¹⁰。

B) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国などがそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動

2017 年の国連総会では、例年通り核軍縮に関する 3 つの決議、すなわち日本がイニシアティブを取る「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動（United action with renewed determination towards the total elimination of nuclear weapons）」¹¹、新アジェンダ連合（NAC）が提案する「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速（Towards a nuclear-weapon-free world: accelerating the implementation of nuclear disarmament commitments）」¹²、及び NAM

[6] “China’s Xi Calls for a World without Nuclear Weapons,” *South China Morning Post*, January 17, 2017, <http://www.scmp.com/news/china/diplomacy-defence/article/2063383/chinas-xi-calls-world-without-nuclear-weapons>.

[7] “Trump Administration to Review Goal of World without Nuclear Weapons: Aide,” *Reuters*, March 21, 2017, <https://www.reuters.com/article/us-usa-trump-nuclear/trump-administration-to-review-goal-of-world-without-nuclear-weapons-aide-idUSKBN16S1M6>.

[8] それぞれのアプローチに関しては、『ひろしまレポート 2017 年版』を参照。

[9] 国内外の有識者 16 名をメンバーとする賢人会議の初回会合は、2017 年 11 月に広島で開催された。

[10] “Statement by H.E. Mr. Fumio Kishida, Minister for Foreign Affairs,” General Debate, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 2, 2017.

[11] A/RES/72/50, December 4, 2017.

[12] A/RES/72/39, December 4, 2017.

諸国による「核軍縮 (Nuclear disarmament)」¹³がそれぞれ採択された。これらの3つの決議について、本報告書での調査対象国による2017年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」
 - ◇ 提案：豪州、ドイツ、日本、ポーランド、トルコ、UAE、英国、米国など
 - ◇ 賛成 156、反対 4 (中国、ロシア、北朝鮮、シリア)、棄権 24 (オーストリア、ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、韓国、ニュージーランド、ナイジェリア、パキスタン、南アフリカなど)
- 「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速」
 - ◇ 提案：ブラジル、エジプト、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカなど
 - ◇ 賛成 137、反対 31 (ベルギー、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、北朝鮮、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国)、棄権 16 (豪州、カナダ、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、パキスタンなど)
- 「核軍縮」
 - ◇ 提案：インドネシア、フィリピンなど
 - ◇ 賛成 119、反対 41 (豪州、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スイス、トルコ、英国、米国など)、棄権 20 (オーストリア、インド、日本、北朝鮮、ニュージーランド、パキスタン、南アフリカ、スウェーデンなど)

日本のイニシアティブによる「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議に対しては、前年に棄権したフランス及び英国が賛成票を投じる一方で、昨年の共同提案国のいくつかが2017年の決議には共

同提案国とはならず (オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、スウェーデン、スイスなど)、また全体の賛成国数も前年より11少なくなった。日本はこの決議案を、「核軍縮・不拡散に関する幅広い問題の共通点を提供するものである」と位置づけた¹⁴。しかしながら、核兵器禁止条約 (TPNW) の推進国、NGO、被爆者団体などからは、条約の成立に関する言及がないこと、下記のような点¹⁵に関して前年の決議の文言から核軍縮に係る表現が後退していることなどが厳しく批判された。

- 「核兵器の廃絶を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認する」という一文を、「核兵器のない世界に向けた、核兵器国によるNPTの完全な履行という約束を再確認する」と変更
- 「核兵器のあらゆる使用による壊滅的な人道的結末についての深い懸念」という一文から、「あらゆる」という言葉が削除

C) 核兵器の非人道的結末

2015年NPT運用検討会議以降、核兵器の非人道的性に係る主張は、核兵器禁止の法的拘束力を持つ文書の交渉開始を求める主張や行動へと重心を移していった。その結果が、TPNWの成立であった。

2017年の国連総会では、オーストリアなどが共同提案国となり、前年に続いて決議「核兵器の非人道的結末 (Humanitarian consequences of nuclear weapons)」が採択された¹⁶。

投票行動などは下記のとおりである。

- 提案：オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイスなど
- 賛成 141、反対 15 (フランス、イスラエル、

[13] A/RES/72/38, December 4, 2017.

[14] "Statement by Japan," Thematic Debate on Nuclear Disarmament, United Nations General Assembly, October 12, 2017.

[15] Masakatsu Ota, "Japan Waters Down Text of Annual Anti-nuclear Resolution to Imply Acceptable Use of Nukes," *Japan Times*, October 21, 2017, <https://www.japantimes.co.jp/news/2017/10/21/national/politics-diplomacy/u-s-pressure-japan-waters-text-anti-nuclear-resolution/#.We6Dqlu00U>などを参照。

[16] A/RES/72/30, December 4, 2017.

韓国、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など)、棄権 27 (豪州、ベルギー、カナダ、中国、ドイツ、北朝鮮、オランダ、ノルウェー、パキスタンなど)

さらに、南アフリカが主導して採択された決議「核兵器のない世界の倫理的な重要性 (Ethical imperatives for a nuclear-weapon-free world)」¹⁷への投票行動は下記のとおりである。

- ▶ 提案：オーストリア、ブラジル、カザフスタン、メキシコ、ナイジェリア、南アフリカなど
- ▶ 賛成 130、反対 36 (豪州、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など)、棄権 15 (中国、北朝鮮、インド、日本、パキスタン、スウェーデン、スイスなど)

(3) 核兵器禁止条約 (TPNW)

2016 年の国連総会で採択された決議「多国間核軍縮交渉の前進 (Taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations)」¹⁸に基づき、2017 年 3 月および 6～7 月に「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器禁止のための法的拘束力のある文書を交渉する国連会議」(以下、交渉会議)がニューヨークで開催された。交渉会議の開催に向けてイニシアティブを取った国の一つであるオーストリアは、初日の演説で、「会議場に数多くの国が集結していることを誇りに思う。それは、核兵器禁止への幅広い、世界的な支持を示すものだ」¹⁹と述べた。

条約策定を支持する国々及び NGO など市民社会の代表が大多数を占めた交渉会議では、条約に規定される具体的な義務や措置を巡り意見の相違—核兵器の使用に加えて使用の威嚇も明示するか、CTBT に規定された核爆発実験の禁止だけでなく他の実験

も包摂すると解釈できる「核実験」の禁止とするか、核兵器の「通過」も禁止の対象に含めるか否かなど—もみられた。それでも、核兵器の非人道性を重視し、核兵器の禁止規範を条約の形で具現化することが核兵器廃絶に向けた重要なステップであるとの信念、並びに交渉会議期間内に条約を採択するとの目標について、条約推進派の総意は揺るがなかった。交渉会議議長を務めたホワイト (Elayne Whyte Gómez) コスタリカ大使の強いリーダーシップもあり、TPNW は会議最終日の 7 月 7 日に賛成 122、反対 1 (オランダ)、棄権 1 (シンガポール) で採択された²⁰。

前文および 20 箇条からなる TPNW は、まず前文で、「核兵器のいかなる使用によってももたらされる壊滅的な非人道的結末を深く懸念し、核兵器がいかなる状況下でも二度と使用されないよう保証するための唯一の方法である核兵器の完全な廃絶が必要であることを認識し」、「核兵器使用の被ばく者 (hibakusha) 及び核実験により影響を受けた人々にもたらされる容認し難い苦しみと損害に留意し」、「核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用可能な国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反することを考慮し」、「核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的、検証可能、かつ透明性のある廃絶を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意」することなどが記された。

条約第 1 条では、推進派が目指した禁止規範を具現化するものとして、締約国による核兵器その他の核爆発装置 (以下、核兵器) の (a) 開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、(b) 移転、(c) 受領、(d) 使用または使用の威嚇、(e) 禁止された活動の援助、奨励、勧誘、(f) かかる援助の要求・受諾、(g) 領域内などへの配置、設置または配備の禁止が規定された。これに続いて、条約では以下のような措置が規

[17] A/RES/72/37, December 4, 2017.

[18] A/RES/71/258, December 23, 2016."

[19] "Statement by Austria," United Nations Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument to Prohibit Nuclear Weapons, Leading towards Their Total Elimination, March 27, 2017.

[20] 交渉会議の意思決定方法は、「コンセンサス達成に最大限努力する」としつつ、コンセンサス達成のためのすべての努力が尽きたと議長が判断する場合には、実質事項に関する会議の決定は、会議に参加し投票する国の 3 分の 2 の多数でなされると手続き規則に定められた。

表 1-3：核兵器に関する主な国連総会決議（2017年）についての各国の投票行動

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル
核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動	×	○	×	○	○	△	△	△	○	△	○	△
核兵器のない世界に向けて	×	×	×	×	×	×	×	△	△	○	×	○
核軍縮	○	×	×	×	×	△	×	△	×	△	×	○
多国間核軍縮交渉の前進	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○
核兵器の威嚇または使用に関するICJの勧告的意見のフォローアップ	○	×	×	×	×	△	×	○	×	○	×	○
核兵器使用禁止条約	○	×	△	×	×	○	×	○	×	×	×	○
核兵器の非人道的結末	△	×	×	×	×	○	×	△	△	○	△	○
核兵器のない世界の倫理的的重要性	△	×	×	×	×	△	×	△	×	○	×	○

	カナダ	チリ	エジプト	ドイツ	インドネシア	イラン	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド
核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	○	△
核兵器のない世界に向けて	△	○	○	×	○	○	△	○	△	○	△	○
核軍縮	×	○	○	×	○	○	△	○	×	○	×	△
多国間核軍縮交渉の前進	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×	○
核兵器の威嚇または使用に関するICJの勧告的意見のフォローアップ	△	○	○	×	○	○	△	○	×	○	×	○
核兵器使用禁止条約	×	○	○	×	○	○	△	○	×	○	×	×
核兵器の非人道的結末	△	○	○	△	○	○	○	○	×	○	△	○
核兵器のない世界の倫理的的重要性	×	○	○	×	○	○	△	○	×	○	×	○

	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン	ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動	△	○	○	○	○	△	○	○	×	○	○	×
核兵器のない世界にむけて	○	△	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×
核軍縮	○	×	○	×	○	△	△	×	○	×	○	△
多国間核軍縮交渉の前進	○	×	○	×	○	○	○	○	?	×	○	△
核兵器の威嚇または使用に関するICJの勧告的意見のフォローアップ	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	?
核兵器使用禁止条約	○	×	○	×	○	○	×	×	○	×	○	△
核兵器の非人道的結末	○	△	○	×	○	○	○	○	○	×	○	△
核兵器のない世界の倫理的的重要性	○	×	○	×	○	○	△	△	○	×	○	△

[○：賛成 ×：反対 △：棄権 ?：投票せず]

定された。

- 申告（第 2 条）：締約国は、(a) 条約が当該国について発効する前に、核兵器を保有などしていたか、並びに核兵器計画を廃止したか、(b) 核兵器を保有などしているか、(c) 他国が保有する核兵器が自国領域内に存在するかを国連事務総長に申告
- 保障措置（第 3 条）：締約国は、既存の国際原子力機関（IAEA）保障措置協定を維持すること（1 項）、また包括的保障措置協定の未締結国はこれを締結すること（2 項）
- 核兵器廃棄の検証（第 4 条）
- 国内実施措置（第 5 条）
- 被害者援助・環境回復（第 6 条）及び国際協力・支援（第 7 条）
- 締約国会議及び運用検討会議（第 8 条）
- 費用（第 9 条）、改正（第 10 条）、紛争の解決（第 11 条）
- 普遍性達成のための非締約国への加入奨励（第 12 条）
- 2017 年 9 月 20 日に国連本部で署名開放され（第 13 条）、50 カ国が批准書を寄託した後、90 日で発効（第 15 条）
- 留保（第 16 条）、有効期間及び脱退（第 17 条）、他の協定との関係（第 18 条）、寄託者（第 19 条）、正文（第 20 条）。

条約が署名開放された 9 月 20 日には、51 カ国が署名した。2017 年末時点で、オーストリア、ブラジル、チリ、インドネシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカなど 56 カ国が署名し、このうち 3 カ国が批准した。TPNW の策定を主導した国のうち、オーストリア

は、大多数の国がその安全保障に核兵器が不要だと考え、「核兵器爆発の重大な非人道的結末の知見に基づき、より多くの国が、核兵器の存続が有利なものでも望ましいものでなく、国家安全保障や共通の安全保障、さらには人類の生存に脅威を与えるものであるとの結論に至った。この確信が、TPNW において核兵器を禁止するための、必要な大多数の国の政治的意思を涵養した」と述べた²¹。

上述の 2016 年の国連総会決議に反対または棄権した核保有国・核傘下国は、オランダを除き条約交渉会議に参加しなかった²²。米国のヘイリー（Nikki Haley）国連大使は、2017 年 3 月の交渉会議初日に会議場の外で、「私の家族のために、核兵器のない世界以上に望むものはない。しかしながら、我々は現実的でなければならない。北朝鮮が核兵器の禁止に合意すると信じる者がいるだろうか²³」と述べ、フランス、英国、韓国などの大使らとともに条約交渉への反対を表明した。また中国は、「核兵器の最終的な包括的禁止及び完全な廃絶を一貫して支持している」ものの、同時に「核軍縮の実現は一夜にして実現できるわけではなく、世界的な戦略的安定を保全し、どの国の安全保障も損なわないとの原則に沿った、漸進的な方法で行われなければならない」とし、条約交渉への不参加という「選択は、既存の国際軍備管理・軍縮レジームを維持し、漸進的な方法で核軍縮を進めるためになされたもので、世界的な戦略バランス及び安定の維持に向けた中国の責任ある態度を示したものだ²⁴」と述べた。

2017 年 NPT 準備委員会でも、5 核兵器国は条約交渉を批判した。たとえばロシアは、条約交渉プロセスを推進する国々は禁止条約が NPT を補完、さらには強化することを期待しているが、そのような

[21] “Statement by Austria,” General Debate, UN General Assembly, October 3, 2017.

[22] 交渉会議の手続き事項を議論するために 2 月 18 日に開かれた組織会合（Organizational Meeting）には、中国及びインドが参加した（交渉会議には参加せず）。インドは、核軍縮への「非包括的アプローチ」や国際検証措置の不在について懸念を表明した。Allison Pytlak and Ray Acheson, “States Discuss Rules for Nuclear Ban Negotiations,” Reaching Critical Will, February 16, 2017, <http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/reports/11377-states-discuss-rules-for-nuclear-ban-negotiations>.

[23] Michelle Nichols, “U.S., Britain, France, Others Skip Nuclear Weapons Ban Treaty Talks,” *Reuters*, March 27, 2017, <https://www.reuters.com/article/us-nuclear-un/u-s-britain-france-others-skip-nuclear-weapons-ban-treaty-talks-idUSKBN16Y1QI>.

[24] “Foreign Ministry Spokesperson Hua Chunying’s Regular Press Conference,” Ministry of Foreign Affairs of China, March 20, 2017, http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/t1447146.shtml.

論理を受け入れることはできないと述べた²⁵。また英国は、「核軍縮に関する生産的な結果は、世界的な安全保障の文脈を考慮した、コンセンサス・ベースのアプローチを通じてのみ達成が可能である。核兵器の国際的な禁止の交渉は、核兵器のない世界という目標に我々を近づけるものではない。その禁止は、国際安全保障環境を改善せず、信頼も透明性も向上させない。核軍縮検証の技術的・手続き的挑戦にも対応しないであろう。…多国間軍縮に対するコンセンサス・ベースのステップ・バイ・ステップ・アプローチの追求が、核兵器のない世界という共通の目標に向けた最も現実的で効果的な道筋を提供する」²⁶とした。

核傘下国のなかでは、たとえば豪州は、「提案されている核兵器禁止条約は効果的な軍縮や強化された安全保障の現実的な道筋を示していない」として、交渉会議に参加しないと声明した²⁷。また日本は、3月の交渉会議初日に以下のようなステートメントを行った。

禁止条約を作っても、実際に核兵器国の核兵器が1つでも減ることにつながらなければ意味はありません。それどころか、核兵器国が参加しない形で条約を作るとは、核兵器国と非核兵器国の亀裂、非核兵器国間の離間といった国際社会の分断を一層深め、核兵器のない世界を遠ざけるものとなります。また、禁止条約が作成されたとしても、北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとも思えません。そうした考えから、我が国は、国連総会の決議に対して反対票を投じました。

これまでの議論や検討の結果、現時点にお

いて、この条約構想について、核兵器国の理解や関与は得られないことが明らかになっています。また、核兵器国の協力を通じ、核兵器の廃絶に結びつく措置を追求するという交渉のあり方が担保されておりません。このような現状の下では、残念ながら、我が国として本件交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難と言わざるを得ません²⁸。

交渉会議に参加しなかった核保有国および核傘下国は、条約に署名しない方針を明らかにした。このうち、フランス、英国および米国は条約が採択された7月7日に以下のようなステートメントを発表した。

このイニシアティブは、国際安全保障環境の現実を無視している。禁止条約への加入は、欧州及び北アジアにおける70年以上にわたる平和の維持に枢要であった核抑止政策と両立しない。核抑止を必要とする安全保障上の懸念に対応しない核兵器禁止は、1発の核兵器も廃絶せず、国家の安全保障も国際の平和と安全保障も強化しない。…禁止条約はまた、国際の平和と安全保障の維持に貢献する既存の国際安全保障アーキテクチャを損なうリスクもある²⁹。

また国連総会では、NPT非締約国などがTPNWに関して以下のような発言を行った。

- インド：「インドは条約に参加せず、拘束もされない」³⁰
- パキスタン：「このイニシアティブは、核軍縮を支える根本的な安全保障上の考慮を無視することにより揺らいだ。…コンセンサ

[25] "Statement by Russia," General Debate, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 2, 2017.

[26] "Statement by the United Kingdom," General Debate, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 3, 2017.

[27] "Australia to Boycott Global Summit on Treaty to Ban Nuclear Weapons," *Guardian*, February 17, 2017, <https://www.theguardian.com/world/2017/feb/17/australia-to-boycott-global-summit-on-treaty-to-ban-nuclear-weapons>.

[28] 「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」2017年3月27日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000243025.pdf>。

[29] "Joint Press Statement from the Permanent Representatives to the United Nations of the United States, United Kingdom, and France Following the Adoption of a Treaty Banning Nuclear Weapons," July 7, 2017, <https://usun.state.gov/remarks/7892>.

[30] "Statement by India," General Debate, UN General Assembly, October 9, 2017.

ス・ベースではなく、すべての重要なステークホルダーが不在であるジュネーブ軍縮会議（CD）外でのそのようなイニシアティブの開始は、どれだけよく意図され正当なものであったとしても、真の変化をもたらさない³¹

- イスラエル：「条約は条約の内容に関連する慣習法の発展に寄与するものではなく、その存在を示すものでもない」³²
- 北朝鮮：「核兵器の完全な廃絶に関する条約の主要な焦点に同意するが、北朝鮮に核の脅威とブラックメールをもたらす米国が条約を拒絶しているため、北朝鮮も条約に加入する立場にはない」³³

さらに、条約採択に賛成したにもかかわらず、これに署名しない可能性を示唆する国もある。スウェーデンは、問題の複雑性にもかかわらず前例も時間もない中で条約の採択に賛成したが、自国の目的に合致しない重要な要素が条約にあるとの認識を明らかにし³⁴、またスイスも条約が既存の規範や協定を弱体化させ、核軍縮に係る二極化を招き得るような二重プロセス・構造を作り出すリスクがあるとして³⁵、両国とも条約に署名していない。

条約署名開放後の動向としては、TPNW の成立に向けてイニシアティブをとってきた核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が、「核兵器使用の破滅的な非人道的結末に注意を喚起するという取り組み、並びにそうした兵器の条約ベースの禁止を達成するという画期的な努力」³⁶により、ノーベル平和賞を受賞したことが挙げられる。12月10日の受賞講演では、ICANのフィン（Beatrice Fihn）事務局長が、核兵器が使われた際にもたらされる「想像を超

える規模」の非人道的影響について、最も問題視するべきだと強調するとともに、「核兵器が使われるリスクは、今日、冷戦が終わった時よりも大きくなって」³⁷おり、核兵器使用の「恐怖」の下での生活を避ける「自由」を取り戻し、今とは違う「未来」が可能だと述べた。また被爆者のサーロー節子は、核兵器は「必要悪ではなく、絶対悪」³⁸であると強調した。

また、ノルウェー、スウェーデン及びイタリアでは、議会が政府に対して、条約への署名を検討するよう求める決議を採択し、政府は条約に加入した場合の影響などについて報告書を作成し、議会に提出することとなった。

2017年国連総会では、TPNWの重要性を再確認し、条約への署名・批准を要請する決議「多国間核軍縮交渉の前進（Taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations）」が下記のとおり採択された³⁹。

- 提案：オーストリア、ブラジル、チリ、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、南アフリカなど
- 賛成 125、反対 39（豪州、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など）、棄権 14（北朝鮮など）※シリアは投票せず

また、核兵器の法的禁止に関しては、国連総会では例年、「核兵器禁止条約の早期締結を導く多国間交渉の開始によって」NPT第6条の義務を実行するよう求める決議「核兵器の威嚇または使用に関する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見のフォロー

[31] “Statement by Pakistan,” Thematic Debate on Nuclear Weapons, UN General Assembly, October 13, 2017.

[32] “Statement by Israel,” General Debate, UN General Assembly, October 3, 2017.

[33] “Statement by North Korea,” General Debate, UN General Assembly, October 6, 2017.

[34] Alicia Sanders-Zakre, “States Hesitate to Sign Nuclear Ban Treaty,” *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 7 (September 2017), p. 32.

[35] Ibid.

[36] Norwegian Nobel Committee, “The Nobel Peace Prize for 2017,” October 6, 2017, https://www.nobelprize.org/nobel_prizes/peace/laureates/2017/press.html.

[37] “International Campaign to Abolish Nuclear Weapons (ICAN): Nobel Lecture,” the Nobel Peace Prize 2017, December 10, 2017, https://www.nobelprize.org/nobel_prizes/peace/laureates/2017/ican-lecture_en.html.

[38] Ibid.

[39] A/RES/72/31, December 4, 2017.

アップ (Follow-up to the advisory opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons)」⁴⁰ が採択されてきた。2017年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 提案：インドネシアなど
- 賛成 131、反対 31（豪州、ベルギー、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など）、棄権 18（カナダ、インド、日本など）※北朝鮮は投票せず

同年の国連総会では、前年に続いて「軍縮会議に、いかなる状況でも核兵器の使用または使用の威嚇を禁止する国際条約に関して合意に達するため交渉を開始するよう求める」との「核兵器使用禁止条約 (Convention on the Prohibition of the Use of Nuclear Weapons)」決議案が提出され、採択された⁴¹。その投票行動は下記のとおりである。

- 提案：インドなど
- 賛成 123、反対 50（豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国など）、棄権 10（日本、北朝鮮、ロシアなど）

[40] A/RES/72/58, December 4, 2017.

[41] A/RES/72/59, December 4, 2017.

【コラム1】核兵器禁止条約と核軍縮の将来

マフムード・カーレム

はじめに、年次の『ひろしまレポート』の発行と、2011年に発表された「国際平和拠点ひろしま構想」の下で広島県によってなされた、核兵器のない世界、軍縮及び不拡散のための素晴らしい貢献を称賛したい。こうした先駆的な目標の達成において、広島は勇気ある人々と日本の被爆者たち、そして人類に対して最初に使用された核兵器の痛々しく生々しい記憶ほど相応しいものはない。

また、核兵器の悲惨さとそれをいかに防ぐかということについて、広島・長崎の若者や学生への教育が素晴らしい成果を挙げていることも称賛したい。

なぜ今、核兵器禁止条約および将来の核軍縮が必要なのか。この問題に歴史的な観点から取り組むことが求められている。

1968年に核兵器不拡散条約（NPT）が署名された際、条約で規定された核兵器国と非核兵器国間の不平等性にも関わらず、世界は幸福と希望の感情に包まれていた。世界は、核軍縮に関して定めた第6条が実現され、その目標も比較的短期間で達成できると信じていた。しかしながら、核兵器の先行使用（first use）といった攻撃的なドクトリンとも密接に関係して、世界戦争へとエスカレートしかねない国際的な危機が繰り返し勃発し、第6条に規定された義務を尊重するための努力が核兵器国によってほとんどなされていないことに、国際的な不満が高まった。たしかに、重要な軍備管理協定が合意され、核兵器はいくぶん削減されたが、50年という長期にわたって、その成果はほとんどなく、不十分だったように見える。

この国際的な不満は、他のいくつかの問題にも起因している。

1) 核兵器の近代化への軍事支出を撤回すべきとの要求は無視され、年間1兆ドルを超える額が人類の社会的・経済的発展に必要な

資金から奪われている。

2) 世界的に開発促進の機運が高まっているにも関わらず、国連の持続可能な開発目標（2013～2015年）に反して、核軍拡競争への影響はなんら変わっていない。

3) 核兵器国は、軍事支出を削減し、水の安全保障、環境保護、気候変動、貧困、伝染病、食料・エネルギー安全保障といった、今も続く世界的問題の解決にその資金を投じるという喫緊の必要性を認識できなかった。逆に、世界はいまだに、地域紛争や核兵器国間の衝突が瞬時に核の応酬へと悪化し得るとの恐怖の下に生きている。同時に核兵器国は、核兵器の即時発射態勢を維持し、核兵器の先行使用オプションで威嚇し、このようなドクトリンを他国に拡大核抑止の下で押し付け、これによってそうした非核兵器国を数千キロ離れた紛争に巻き込んでいる。

4) これは、合理性に基づいた抑止政策が、朝鮮半島での地域紛争に見られるように常に成功するわけではないかもしれないという事実を強調するものだ。今、恐れられているのは、偶発的に戦争を許してしまうことは言うまでもなく、さらに核ミサイルを発射できる指導者が合理的な決定を下せるほど合理的ではないかもしれないということである。

5) このことは、3回にわたって開催された核兵器の人的影響に関する国際会議に参加した多くの国が核兵器使用のもたらす非人的影響に注目する契機となった。この点で広島と長崎の人々以外で生きた事例を提示できる人はいない。

結論として、核兵器禁止条約は適切な文脈で評価されるべきである。これは、世界的な変化を受けて現状維持は許されないとの「救難信号」を世界の良心に送るものだ。それゆえ、将来の核軍縮の道筋はいくつかの問題に基づくべきである。

1) 核兵器国による協力を説得する手段として交渉に参加するという、核依存国からの強い政治的意思。

- 2) 現在のいくつかの妥協的な解決策—たとえば、気候変動枠組条約のように、まず大枠の合意を確保し、詳細はさらなる交渉に委ねる—に取り組む必要性。別の案としては、NPT 改正会議を開催し、核分裂性物質、非核兵器地帯、警戒態勢解除、核兵器削減、外国に配備された核兵器の撤去をカバーする核軍縮議定書を加えることが挙げられる。さらには、国連安全保障理事会で署名・寄託し、核セキュリティサミットなされた取組を再現する国際核軍縮サミットにおいて公表される先行不使用の誓約も考えられる。
- 3) 筆者が好ましいと考えるのは、2020年より前に新たな国連軍縮特別総会（SSOD）の傘の下で、これらすべてを議論すること。最後に、核兵器国は、政治的意思を明らかにし、全面完全核軍縮の達成に向けて、合意された時間的枠組みに沿って真剣かつ決意を持って核兵器を削減することを国際社会に示すべきである。

（元駐日エジプト大使）

【コラム2】核兵器禁止条約（TPNW）に関する個人的評価と、同条約採択後の核軍縮を進めるために可能な進路

ティム・コーリー

本稿では核兵器禁止条約（TPNW）の評価を、「原因」と「効果」という2つの側面から行うこととしたい。

1. 原因

TPNWの交渉は様々な要因の影響を受けた。多くの非核兵器国は、核兵器不拡散条約（NPT）上の核兵器国による核戦力削減のための継続的な行動がなされていないことで、NPTの不可侵性が脅かされているとの懸念を抱いていた。すべてのNPT締約国により合意された核兵器廃絶に向けた行動指針は、勢いをほぼ失ってい

た。

NPTには、5核兵器国と、核兵器は最終的には廃絶されるとの期待の下で核兵器を決して保有しないと自らを義務付けた186カ国との間の緊張関係が、長期にわたって付きまってきた。NPT上の5核兵器国とその同盟国は、核兵器のない世界へ至る道程には、包括的核実験禁止条約（CTBT）を通じた核実験の禁止、並びに核分裂性物質の生産を禁止する条約（FMT）が必要だと認識している。

しかしながら、この2つの取組は停滞しており、核廃絶に向けた進展は妨げられてきた。CTBTの発効とFMTの交渉はいずれも、核保有国によってブロックされている。多国間核軍縮が行き詰まっているとの認識は核保有国にはなく、国際社会は岐路に立たされた。核軍縮のアジェンダは核保有国に委ねられ、彼らのペースで次なる段階への一歩が踏み出されるのか（たとえば、CTBTの批准、ジュネーブ軍縮会議（CD）または他の場でのFMTの交渉、NPT運用検討会議で核兵器国が合意した主要な行動実施など）、あるいは空白を別の方法で埋め合わせるのかの分かれ道に立っていた。

NPT締約国が2010年に広く表明した核兵器の非人道的影響についての懸念により、核兵器を取り巻くリスクだけでなく、上述のような一向に解消されない袋小路にも注目が向けられた。非核兵器国、市民社会、そして国連や赤十字を含む政府間機関の幅広い連合が弾みをつけた機運は、すぐさま核兵器の禁止に向けた新たな一歩として発展した。その支持者は、核軍縮は今日の緊迫した国際安全保障環境の犠牲者になってきたとの、核保有国及びその同盟国が主張してきた論理には納得しなかった。核兵器の禁止を唱道する者にとって、そうした議論は核兵器の正当化と同義であり、NPTとその不拡散の精神とは相容れないものだった。

今日まで深く根を下ろす膠着状態のまま、2016年10月に国連総会でなされた、後にTPNWとなる条約の交渉開始についての決定は、広く支持されはしたがコンセンサスとは程遠いものであった。その成果である条約は、122カ国の賛成、1カ国の反対（オランダ）、

1 カ国の棄権（シンガポール）で、1 年の時間も費やさずに採択された。しかしながら、2016 年に核兵器の禁止への要求に反対または棄権した 50 あまりの国連加盟国は、そのほとんどが交渉に加わらなかった。

2. 効果

このように、TPNW の誕生は困難と論争を招いてきた。この条約の効果を評価するためには、以下の 4 点を確認する必要がある。

- 1) 核兵器のない世界に向けて必要な措置のなかで、核兵器の禁止は欠くことのできないステップである（既に化学兵器や生物兵器を禁止する手段は存在する）。
- 2) TPNW の考案者の意図はいかなる国も排除しないということだが、条約交渉に参加しなかった核保有国とその同盟国から支持を取り付けることは、非常に困難である。
- 3) 条約の批准過程に多大な時間を要することに鑑みると、現段階（56 カ国の署名と 5 カ国の批准があるのみという条約への公式の支持のレベルに基づけば）で TPNW がどれほどの法的効果を有することになるかを評価するにはあまりに早急である。
- 4) TPNW は NPT を補完するというよりは補強するものであるが、その最も重要な効果は、NPT を侵食している亀裂に対処するよう行動を促すことかもしれない。TPNW の成立は、動揺する現実—多国間核軍縮に向けた方法の立案に際して、引き続き一致が見られないこと—を明確に示している。

核保有国と非核兵器国はこの最後の現実を認めることが肝要である。一致点の余地を探るには、まずギャップを縮める方法に焦点を当てることかもしれない（たとえば、議論のフォーマットや、非公式専門家グループ、廃絶への手続き的枠組みなど）。その次に、実質事項を追求し得る（たとえば、リスクの緩和、信頼醸成措置の特定、脅威の削減など）。いずれにしても、こうした努力は熱心に、そして緊急性をもって

始められなければならない。世界終末時計の針が終末まで残り 2 分にまで早められたことは、事故や誤算により、あるいは意図的に引き起こされる核戦争の脅威が、危機的なレベルにまで高まっていることを示しているからである。

（国連軍縮研究所シニアフェロー）

【コラム 3】核兵器禁止条約と核軍縮の今後

小溝 泰義

1. 核兵器禁止条約採択の背景

冷戦後四半世紀を超えた今も、紛争の種は尽きない。グローバリゼーションが進む一方、人類の同胞意識は未発達で、経済・社会格差も拡大している。このため、相互不信、分断化、対立が目立つのが不幸な現実だ。近年、排他的な傾向も強まり、争いが武力衝突に至る危険も増している。こうした不安定な世界にまだ 15,000 近くの核兵器が存在する。核は抑止の兵器とされるが、事故や誤算により実際に使われる危険がある。また、核抑止の考え方は、北朝鮮問題のような核拡散を招く。核兵器の存在自体がもたらす危険に国際社会が気づき出した。ウィリアム・ペリー元米国国防長官は、近年の状況を「核兵器による大惨事が起こる可能性は冷戦時より高い」¹と評している。

昨年 7 月、大国の強い反対にもかかわらず、核兵器禁止条約（TPNW）が採択された背景には、市民社会と非核兵器国政府に広がる核兵器の非人道性と使用のリスクへの危機意識がある。

長年にわたる広島・長崎の被爆者の証言と核廃絶への切実な訴えがその基礎であることは、TPNW の前文に明らかだが、こうした認識を加速した直接の契機は、2013 年から 14 年に 3 度開催された「核兵器の人的影響に

[1] William J.Perry, "The Risk of Nuclear Catastrophe Is Greater Today Than During the Cold War," *Huffington Post*, https://www.huffingtonpost.com/william-jperry/nuclear-catastrophe-risk_b_9019558.html.

関する国際会議」だ。繰り返す核兵器事故と核戦争の危機の史実を知った参加者が被爆証言を聞いたとき、核の惨劇が誰の身にも起こりうるとの危機意識に目覚め、非核兵器国の多くに核軍縮交渉への当事者意識を生んだ。

2. 核兵器禁止条約の性格

TPNWは、第1条で核兵器を包括的・無差別に禁止する。一方、前文で、この条約が、既存の国際法規を補完・強化し、核軍縮・不拡散の礎石としての核兵器不拡散条約(NPT)の役割を尊重・重視しており、かつ、核廃絶に向けた重要な一里塚と自らを位置づけていることにも注目したい。特に最後の点は、核兵器国及び核の傘下国(以下「核依存国」)が条約に反対する現状ゆえに重要だ。禁止が核廃絶への実効性を持つようTPNWは、核依存国を含むすべての国の参加を目指し(第12条)、そのための工夫を施している。たとえば、核軍縮条約には「検証」規定が不可欠だが、核兵器国の参加なしに信頼しうる検証規定は作成できない。このため、平和首長会議の提案(A/CONF.229/2017/NGO/WG.15)に即した形でTPNWは、枠組条約の手法を採用した。すなわち、第4条に定める核廃棄義務の「検証」は概略規定にとどめ、締約国会議に関する第8条に、その具体化措置の審議も任務に加えている。締約国会議には、加盟前の核依存国もオブザーバーとして審議に参画できる。

3. 核軍縮に向けた今後の道筋

TPNWは採択された。核依存国は、安全保障の配慮に欠けるとして条約に反対するが、彼らが唯一現実的な方途とする「ステップ・バイ・ステップの措置」は、近年一向に進んでいない。一方、核使用のリスクと非人道性の認識は、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)のノーベル平和賞受賞が示すように、一層広く国際社会に共有され、核兵器の存在は安全保障の重大懸念となっている。

進むべき道は明確だ。条約推進派も反対派もNPT第6条に定める核軍縮の誠実交渉義務を負う。立場を超えた対話を重ね、まずは実行可

能な核軍縮措置を実施に移すことだ。そこから次の展開も見えてくるに違いない。

「核抑止」を超越するためには、相互不信を相互理解に変える努力が必要だ。ウクライナや北朝鮮の問題も「対決的安全保障」を「協調的安全保障」へと転換する具体例となりうる。核抑止は、相互不信・対立に起因するテロや難民等現代の諸問題の解決に無力だ。気候変動対策には、立場を超えた国際協力が必要だ。国際緊張の極まる中、核軍縮を実現したケネディとフルシチョフやゴルバチョフとレーガンの先例に学ぶ為政者のリーダーシップを期待する。平和首長会議も、幅広い市民社会のパートナーとともに国境や宗教、文化の違いを超えた相互理解・協力の促進に全力を尽くす所存だ。

(広島平和文化センター理事長)

【コラム4】核兵器禁止条約と核軍縮・不拡散体制の今後

浅田 正彦

2017年7月7日、核兵器禁止条約(TPNW)が賛成122反対1棄権1の圧倒的多数で採択された。この事実のみからすれば、国際社会の「総意」を反映して核兵器を禁止する画期的な条約が作成されたという印象を持たれるかも知れない。しかし、事実は異なる。122の国の中には核保有国(NPT上の核兵器国および他の核保有国)も、核保有国と同盟関係にある非保有国(核同盟国)も全く含まれていないのである。それゆえ、この条約によってむしろ国際社会には憂慮すべき「分断」が生じる(あるいは拡大する)のではないかと懸念される。

国際社会の分断は、核保有国と非保有国との間に生ずる(拡大する)だけでなく、非保有国同士でも、核同盟国と非同盟国との間に生ずる(拡大する)ことになろう。否、そのような動きはすでに条約採択前から生じていた。TPNWの採択につながった「多数国間核軍縮交渉の前進」と題する国連総会決議への反対国は、

2014 年にはわずかに 5 カ国（米、英、仏、露、イスラエル）を数えるに過ぎなかったが、条約交渉会議の開催を決めた 16 年にはその 7 倍の 35 カ国に拡大しており、そこには核保有国と核同盟国のほとんどが含まれていた。こうして TPNW（交渉）は、核軍縮を求めるという点で（少なくとも表面上は）非同盟諸国と共同歩調をとってきた核同盟国に対して、拡大核抑止からの決別を迫ることによって、彼らを政治的に非保有国の側から核保有国の側へと追いやる結果となったといえよう。

現在、TPNW の批准国はわずか 5 カ国（2018 年 1 月現在）に過ぎないが、いずれ発効に必要な 50 カ国の批准を得て発効することになる。条約によれば、発効から 1 年以内に、そしてその後は 2 年ごとに締約国会議が開催されて、TPNW プロセスが始まる。多くの非同盟諸国が、自らの手で作成した TPNW を重視するのは当然であり、NPT プロセスにおいて核軍縮の進展が芳しくないことも相まって、それらの諸国が軸足を NPT から TPNW へと移していくことも容易に想像される。そうなれば、核保有国と非保有国、核同盟の非保有国と非同盟の非保有国の分断はますます深まっていくであろう。多くの非同盟諸国が NPT への関心を失って、核兵器国を含む普遍的なフォーラムとしての NPT プロセスが形骸化していくことになるとすれば、それは核軍縮の観点からも不幸なことである。

TPNW の採択にポジティブな側面があるとすれば、それは、多数国間では CTBT の採択以降、米ロ間では新 START 以降、核軍縮において目立った成果がないことに対する非同盟諸国の不満が劇的な形で示されたという点であろう。非同盟諸国が、TPNW の発効後も NPT の重要性を引き続き認識した上で、核保有国に対して、NPT プロセスの中で核軍縮に取り組んでいることを示す必要性のあることを自覚させ続けることを期待したいものである。

（京都大学大学院法学研究科教授）

【コラム 5】核兵器禁止条約と核廃絶の将来

アントン・フロプコフ

私が初めて広島と長崎を訪れたのは、核物理学を学び始めてから約 20 年後の 2016 年のことであるが、もっと早く訪れるべきだったと思う。核問題や核軍備管理に関わる者にとって、広島平和記念資料館と長崎原爆資料館は訪れるべき必須の場所である。そこでは誰もが無関心でいられず、核兵器の破壊的な力と、核エネルギーが軍事目的でも使われることを思い出させてくれる。また、それらの場所は、今日われわれが直面している核不拡散の危機と、そうした危機の歴史や起源を深く理解させてくれる。たとえば、私が広島の資料館を訪れた際、1945 年 8 月 6 日の原爆投下によって、12 万もの人々が亡くなり、このうち 2 万が朝鮮の人々であったことに衝撃を受けた。

近年、広島・長崎の両県が核軍備管理・不拡散や国際安全保障の専門家を招聘し、数多くのセミナー、フォーラムあるいは会議を開催していることを、とても素晴らしいと思う。2 つの資料館を訪れ、被爆者の人々と実際に会うことは、そうしたイベントと一体のものである。これらの努力は、平和と安全を維持し、核廃絶を目指すための、先を見据えた重要な取組である。

核軍縮の目標を一朝一夕に成し遂げることは不可能である。なぜならば、核兵器のない世界は、「私たちが知っている世界マイナス核兵器」ではないからだ。残念なことに、核兵器禁止条約の起草者は、そうしたアプローチ、すなわち核兵器の即時かつ機械的な放棄という考え方を追求している。

核兵器は、核兵器国とその同盟国の複雑で多層的かつ多面的な国家安全保障システムと深く一体化している。構造全体の動揺、さらには崩壊のリスクを冒すことなく、多層構造のピラミッドの基礎から重要なブロックの 1 つを機械的に除去することはできない。私たちにできることは、構造における特定のブロックへの依

存を低減するために、段階的、ステップ・バイ・ステップのアプローチを用いることである。長期的には、私たちが現在持っているものと同じぐらい安定しているが、重要なブロックの一つとしては核兵器に依存しないという構造へと再設計することを試みるべきである。そこでは、核兵器というブロックは、別の何かに置き換えられる。

過去30年にわたり、米国とロシアは核兵器を85%まで削減してきた。さらに、両国は核兵器削減に関する法的拘束力のあるコミットメントを交渉し、履行するという豊かな経験を積み重ねてきた。十分な政治的意思によって、その経験は核兵器の一層の削減に向けた進展だけでなく、交渉の促進を可能にするものとなるだろう。1992年に署名された第一次戦略兵器削減条約（START I）交渉は、完了までに6年を超える歳月を要したが、2010年にプラハで署名された新戦略兵器削減条約（新START）では、交渉にわずか10か月の期間しか要しなかった。

予見し得る将来において、核軍縮に係る優先事項は何だろうか。最大の核兵器国である米露には、戦略的安定性を維持し核のリスクを低減する特別の責任がある。しかしながら、これは米露だけの課題ではない。NPT上の5核兵器国だけのものでもない。この課題は、特定の問題に応じて共同または並行してなされる多国間の努力を必要としている。

米露に関して言えば、第一の目標は、既存の軍備管理の構造を維持しつつ、さらに強化していくことが優先事項である。新STARTは2021年には期限切れとなる。中距離核戦力（INF）条約は困難な時期に直面している。これら、並びに他の関連する多くの問題は、両国の政府代表間の定期的かつ体系的な対話を、省庁をまたいで構成される代表団の形で再開することが必要となるだろう。このような対話により、米露は既存の合意を維持し、核軍縮へ向けた新たなステップのための基盤を築くことが可能になるだろう。

また、他のすべての核兵器国とNPT外の核保有国にとっては、核軍縮のプロセスに実質的に貢献する時である。たとえば、核兵器を削減

する最初の、おそらく象徴的なステップの一方的宣言を行うことから始めることができる。

非核兵器国もまた、一層の核軍縮を行う環境を作り出すために、目に見えるステップを取るべきである。特に核の傘の下にある国について言えば、彼らの安全保障において、他国の核兵器が果たしてきた役割を低減すべきである。自国内に他国の核兵器を設置させている国々は、そうした兵器の撤去を着実に進めていくべきである。核兵器に利用可能な核物質を国内に保有している国は、それらの不可逆的な廃棄—経済的に持続可能な技術を用いて（言い換えれば核燃料として）—の可能性を検討すべきである。

完全な核軍縮は、核兵器禁止条約の起草者が提案するように、一気に成されることはない。それには長い時間をかけた投資と多国間での努力が必要であり、戦略的安定を低下させるのではなく高めていくことを基礎にして進められるべきである。

（ロシア・エネルギー安全保障研究センター長）

(4) 核兵器の削減

A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減

新 START

米露は、2011年2月に発効した新戦略兵器削減条約（新 START）を履行してきた。条約の下での削減状況は、米務省のホームページで定期的に公表されている（表 1-4）。また米国は、米露の戦略（核）戦力の保有数に加えて、自国の運搬手段毎の保有数を表 1-5 のように公表してきた。2015年9月のデータによれば、米国の配備戦略弾頭数が初めて新 START で規定された上限を下回り、2017年9月のデータによれば、新 START で規定された配備戦略（核）運搬手段、配備・非配備戦略（核）運搬手段発射機、及び配備戦略（核）弾頭のすべてで条約で規定された数的上限を下回った。これに対して、2017年9月のデータによれば、ロシアの配備戦略核弾頭も削減に転じ、条約の上限をわずかに上回る規模となっている。

条約発効以来、米露ともに、条約で規定された回数の現地査察を毎年実施してきた⁴²。2017年を通じて、米露双方から他方の条約違反は指摘されなかった。

2017年1月に就任したトランプ（Donald Trump）大統領は、就任前から新 START に批判的で、2月の米露首脳電話会談でも、両国の核弾頭配備を制限する条約が米国にとって「悪い取引」だと発言した⁴³。トランプ大統領はまた、新 START は「一方的なディール（a one-sided deal）」であり、「米国が行った悪いディールの一つである。我々はよい

ディールを作り始める」⁴⁴とも発言した。他方、ティラーソン（Rex W. Tillerson）國務長官は2017年2月の指名承認公聴会で条約を支持すると発言し⁴⁵、その後も米政府内で条約からの脱退が真剣に検討されたとの報道などはない。他方、2021年の失効が規定された新 START の期限延長問題に関しては、米露間で協議が開始されたものの⁴⁶、その可否を含め具体的な方向性は2017年末の時点では示されなかった。米露間では、新 START の下での年2回の二国間協議委員会（BCC）で条約の履行状況に関する議論がなされている他、戦略的安定協議（Strategic Stability Talks）で二国間の戦略的安定に係る幅広い問題について意見交換がなされている⁴⁷。

非戦略核兵器問題及び INF 条約違反問題

新 START 成立以降、米国はロシアに非戦略核兵器の相互的な削減を呼びかけてきたが、2017年も進展はなかった。ロシアは、まずは米国が欧州の北大西洋条約機構（NATO）諸国に配備する戦術核兵器（以下、在欧戦術核）を自国に撤去すべきだとの主張を繰り返している。

米国が2014年7月に公式に指摘したロシアの中距離核戦力（INF）条約違反問題も、依然として解決の見通しは立っていない。2017年4月に米国が公表した軍備管理・不拡散条約の遵守に関する報告書では、ロシアが500～5,500kmの射程能力を持つ地上発射巡航ミサイル（GLCM）を保有、生産または飛翔実験しないこと、そのようなミサイルの発射基を保有または生産しないという INF 条約の義務への違反を継続しているとし、ロシアの不遵守に係る問題として、関連する条約の条項が列挙され

[42] “New START Treaty Inspection Activities,” U.S. Department of State, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/newstart/c52405.htm>. なお、2016年2月5日から2017年2月4日の1年間については、規定された上限より1回少なかった。

[43] Jonathan Landay and David Rohde, “Exclusive: In Call with Putin, Trump Denounced Obama-era Nuclear Arms Treaty – Sources,” *Reuters*, February 10, 2017, <http://www.reuters.com/article/us-usa-trump-putin-idUSKBN1502A5>.

[44] Steve Holland, “Trump Wants to Make Sure U.S. Nuclear Arsenal at ‘Top of the Pack,’” *Reuters*, February 23, 2017, <https://www.reuters.com/article/us-usa-trump-exclusive/trump-wants-to-make-sure-u-s-nuclear-arsenal-at-top-of-the-pack-idUSKBN1622IF>.

[45] Jonathan Landay and David Rohde, “In Call with Putin.”

[46] “Russia, US Start Consultations on Extending START Treaty — Diplomat,” *Tass*, September 12, 2017, <http://tass.com/politics/965274>.

[47] “Russia and US Beginning Strategic Stability Dialogue— Diplomat,” *Tass*, July 20, 2017, <http://tass.com/world/957005>; “U.S., Russian Strategic Stability Talks Begin,” *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 8 (October 2017), p. 29.

表 1-4：新 START の下での米露の戦略（核）戦力

<米国>

年月	配備戦略（核）弾頭 （条約上の上限：1,550）	配備戦略（核）運搬手段 （条約上の上限：700）	配備・非配備戦略（核）運搬手段・発射機 （条約上の上限：800）
2011.2	1,800	882	1,124
2011.9	1,790	822	1,043
2012.3	1,737	812	1,040
2012.9	1,722	806	1,034
2013.3	1,654	792	1,028
2013.9	1,688	809	1,015
2014.3	1,585	778	952
2014.9	1,642	794	912
2015.3	1,597	785	898
2015.9	1,538	762	898
2016.3	1,481	741	878
2016.9	1,367	681	848
2017.3	1,411	673	820
2017.9	1,393	660	800

<ロシア>

年月	配備戦略（核）弾頭 （条約上の上限：1,550）	配備戦略（核）運搬手段 （条約上の上限：700）	配備・非配備戦略（核）運搬手段・発射機 （条約上の上限：800）
2011.2	1,537	521	865
2011.9	1,566	516	871
2012.3	1,492	494	881
2012.9	1,499	491	884
2013.3	1,480	492	900
2013.9	1,400	473	894
2014.3	1,512	498	906
2014.9	1,643	528	911
2015.3	1,582	515	890
2015.9	1,648	526	877
2016.3	1,735	521	856
2016.9	1,796	508	847
2017.3	1,765	523	816
2017.9	1,561	501	790

注）上記の表に挙げた米露の戦略（核）戦力に関する数字は、新 START で規定された戦略（核）運搬手段・弾頭の計算方法によるものであり、米露の戦略核戦力の実体を必ずしも正確に表しているわけではない。新 START では、ICBM 及び SLBM については実際に配備されている弾頭数（核弾頭以外の弾頭も含む）が数えられるのに対して、戦略爆撃機については、1 機に 1 発の核弾頭が搭載されている（実際には 6～20 発を搭載）として計算される。

出典）U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 25, 2011, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/176096.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 6, 2012, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/178058.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 3, 2012, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/198582.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 3, 2013, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/207020.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2013, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/215000.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 1, 2014, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/224236.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2014, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/232359.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, July 1, 2015, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/240062.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2015, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/247674.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2016, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/262624.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, January 1, 2017, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/266384.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, July 1, 2017, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/272337.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, January 12, 2018, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/277439.htm>.

表 1-5：米国の戦略（核）運搬手段

< ICBM・発射機 >

年月		配備 ICBM	非配備 ICBM	配備・非配備 ICBM 発射機	配備 ICBM 発射機	非配備 ICBM 発射機	実験用発射機
2012.9	MM-III	449	263	506	449	57	6
	PK	0	58	51	0	51	1
	合計	449	321	557	449	108	7
2013.3	MM-III	449	256	506	449	57	6
	PK	0	58	51	0	51	1
	合計	449	314	557	449	108	7
2013.9	MM-III	448	256	506	448	58	6
	PK	0	57	51	0	51	1
	合計	448	313	557	448	109	7
2014.3	MM-III	449	250	506	449	57	6
	PK	0	56	1	0	1	1
	合計	449	306	507	449	58	7
2014.9	MM-III	447	251	466	447	19	6
	PK	0	56	1	0	1	1
	合計	447	307	467	447	20	7
2015.3	MM-III	449	246	454	449	5	4
	合計	449	246	454	449	5	4
2015.9	MM-III	441	249	454	441	13	4
	合計	441	249	454	441	13	4
2016.3	MM-III	431	225	454	431	23	4
	PK	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	合計	431	225	454	431	23	4
2016.9	MM-III	416	270	454	416	38	4
	PK	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	合計	416	270	454	416	38	4
2017.3	MM-III	405	278	454	405	49	4
	合計	405	278	454	405	49	4
2017.9	MM-III	399	281	454	399	55	4
	合計	399	281	454	399	55	4

注) 「MM-III」はミニットマンⅢ・ICBMを、「PK」はピースキーパー・ICBMをそれぞれ意味する。

< SLBM・発射機 >

年月		配備 SLBM	非配備 SLBM	配備・非配備 SLBM 発射機	配備 SLBM 発射機	非配備 SLBM 発射機	実験用発射機
2012.9	Trident II	239	180	336	239	97	0
	合計	239	180	336	239	97	0
2013.3	Trident II	232	176	336	232	104	0
	合計	232	176	336	232	104	0
2013.9	Trident II	260	147	336	260	76	0
	合計	260	147	336	260	76	0
2014.3	Trident II	240	168	336	240	96	0
	合計	240	168	336	240	96	0
2014.9	Trident II	260	151	336	260	76	0
	合計	260	151	336	260	76	0
2015.3	Trident II	248	160	336	248	88	0
	合計	248	160	336	248	88	0
2015.9	Trident II	236	190	336	236	100	0
	合計	236	190	336	236	100	0
2016.3	Trident II	230	199	324	230	94	0
	合計	230	199	324	230	94	0
2016.9	Trident II	209	210	320	209	111	0
	合計	209	210	320	209	111	0
2017.3	Trident II	220	203	300	220	80	0
	合計	220	203	300	220	80	0
2017.9	Trident II	212	215	280	212	68	0
	合計	212	215	280	212	68	0

<戦略爆撃機>

年月		配備 戦略爆撃機	非配備 戦略爆撃機	実験用 戦略爆撃機	非核装備 戦略爆撃機
2012.9	B-2A	10	10	1	0
	B-52G	30	0	0	0
	B-52H	78	13	2	0
	合計	118	23	3	0
2013.3	B-2A	10	10	1	0
	B-52G	24	0	0	0
	B-52H	77	14	2	0
	合計	111	24	3	0
2013.9	B-2A	11	9	1	0
	B-52G	12	0	0	0
	B-52H	78	12	2	0
	合計	101	21	3	0
2014.3	B-2A	11	9	1	0
	B-52H	78	11	2	0
	合計	89	20	3	0
2014.9	B-2A	10	10	1	0
	B-52H	77	12	2	0
	合計	87	22	3	0
2015.3	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	76	12	3	0
	合計	88	20	4	0
2015.9	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	73	15	2	0
	合計	85	23	3	0
2016.3	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	68	12	2	8
	合計	80	20	3	8
2016.9	B-2A	10	10	1	0
	B-52H	46	8	2	33
	合計	56	18	3	33
2017.3	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	36	10	2	41
	合計	48	18	3	41
2017.9	B-2A	11	9	1	0
	B-52H	38	8	2	41
	合計	49	17	3	41

出典) U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, November 30, 2012, [http:// 2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm](http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm); U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, July 1, 2013, [http:// 2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm](http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm); U.S. Department of State, [state.gov/t/avc/rls/211454.htm](http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/211454.htm); U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, January 1, 2014, [http:// 2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm](http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm); U.S. Department of State, [state.gov/t/avc/rls/21922.htm](http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/21922.htm); U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, July 1, 2014, [http:// 2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm](http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm); U.S. Department of State, [state.gov/t/avc/rls/228652.htm](http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/228652.htm); U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, October 1, 2016, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/262624.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, January 1, 2017, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/266384.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, July 1, 2017, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/272337.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, January 12, 2018, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/277439.htm>.

た⁴⁸。

また、この報告書では、2016年に米国がINF条約の履行機関である特別検証委員会（SVC）の開催をロシアに要請したこと、及び同年11月のSVC会合でロシアの違反問題を提起したことが明らかにされた⁴⁹。さらに米国は、二国間・多国間の協議において、ロシアにその違反問題に関する以下のような詳細な情報を提供してきたと報告した⁵⁰。

- 開発・生産に関与した企業名などを含むミサイル及び発射基の情報
- GLCM実験の経歴に関する情報
- 違反するGLCMが射程距離500～5,500kmの能力を有すること
- 違反するGLCMがR-500/SCC-7 イスカンデルGLCMやRS-26・ICBMではないこと

2017年2月には、ロシアがINF条約に違反するGLCM「SCC-8」の2個大隊（大隊はそれぞれ、移動式のミサイル発射機4基を装備）を持ち、1個大隊はロシア南部ボルゴグラード周辺の開発実験施設に置かれているが、他の1個大隊が2016年12月にロシア国内に実戦配備されたとも報じられた⁵¹。

これに対してロシアは、条約違反を否定するとともに、米国がINF条約に違反一弾道ミサイル防衛（BMD）の迎撃ミサイルの飛翔実験で標的となるミサイルが中距離ミサイルと同様の性格を有していること、米国が製造する無人飛行機は条約のGLCMの定義によってカバーされるものであること、ならびに東欧配備が予定されるBMDのMk-41発射システムはGLCMを発射する能力があることなど一貫して主張してきた。

米国は、自国によるINF条約違反を否定している。

同時に、ロシアの条約違反への対抗措置として、米議会は国防授權法で、米国防総省に通常弾頭搭載の移動式GLCMの開発を開始する計画—研究開発に係る活動はINF条約違反ではない—を立ち上げるよう求め、開発調査費として2018会計年度に5,800万ドルの予算が計上された⁵²。12月には米国務省が発表したファクトシートで、外交的解決を目指すとしつつ、国防総省が通常弾頭用の地上配備中距離ミサイルシステムの軍事的概念・オプションを再検討することにより、INF条約に違反しない研究開発を開始する方針を明らかにした。あわせて、ロシアが条約の完全かつ検証可能な遵守に戻れば、この研究開発を即座に停止する用意があるとした⁵³。

ロシアは、米露のみがINF条約で定められたミサイルの保有を禁止される一方で、条約の当事国ではない中国など周辺国がそれらを保有できる状況に不満を述べており、条約脱退の可能性が懸念されてきた。しかしながら、ロシア外務省不拡散・軍備管理局長のウリヤノフ（Mikhail Ulyanov）は、INF条約違反とともにロシアの条約脱退の可能性についても否定した⁵⁴。

米露以外の核保有国

米露以外の核保有国では、フランスと英国が一方的核兵器削減措置を講じてきた。このうち英国は、運用可能な弾頭（operationally available warheads）のための必要数を120発以下、2020年代半ばまでに核兵器ストックパイルを180発以下とするとしてきたが、2015年1月20日、トライデントD5・SLBMに搭載する核弾頭数を48から40に削減するとの2010年のコミットメントを完了

[48] U.S. Department of State, “Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” April 2017, <https://www.state.gov/t/avc/rls/rpt/2017/270330.htm>. 米国が指摘した内容に関しては、『ひろしまレポート 2015 年版』及び『ひろしまレポート 2016 年版』を参照。

[49] 特別検証委員会は、2017年12月にも開催された。

[50] U.S. Department of State, “Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments.”

[51] Michael R. Gordon, “Russia Deploys Missile, Violating Treaty and Challenging Trump,” *New York Times*, February 14, 2017, <https://www.nytimes.com/2017/02/14/world/europe/russia-cruise-missile-arms-control-treaty.html>.

[52] Kingston Reif, “Hill Wants Development of Banned Missile,” *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 10 (December 2017), p. 35.

[53] Bureau of Arms Control, Verification and Compliance, U.S. Department of State, “INF Treaty: At a Glance,” Fact Sheet, December 8, 2017, <https://www.state.gov/t/avc/rls/2017/276361.htm>.

[54] “Russia: the US Intends to Withdraw from Open Skies Treaty,” *UAWire*, September 26, 2017, <https://uawire.org/russia-the-us-intends-to-withdraw-from-open-skies-treaty>.

し、実戦的に使用可能な弾頭数が120発になったと公表した⁵⁵。

これに対して、5核兵器国の中で核兵器の配備数や保有数あるいは削減計画などの具体的な姿を全く公表していないのが中国である。中国は、国家安全保障に必要な最小限のレベルの核兵器を保有していると繰り返し述べ、民間研究機関などの分析でも核戦力を急速に増加させているわけではないとの見方が主流である。他方、少なくとも現状では、中国は核兵器の削減には着手しておらず、質的側面での能力向上も続いているとみられる。

インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の状況はいずれも明確ではないが、少なくとも核兵器（能力）の削減を実施あるいは計画しているとの発言や分析はみられず、核戦力の強化・近代化を続けている。

B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画

核兵器の一層の削減に関する新たな具体的計画・構想を2017年に明らかにした核保有国はなかった。新政権が発足した米国では核態勢見直し(NPR)が完了し、核戦力の構成が決まらない限り、核兵器の削減に関する具体的な方針も確定しないと考えられる。この間、米露間で戦略・非戦略核戦力の一層の削減に関する協議が進展することもなかった。ロシアは近年、米露による核兵器削減プロセスに両国以外の核兵器保有国が加わるべきだと主張している。

これに対して、中国、フランス及び英国は、多国間の核兵器削減プロセスの開始には、まず米露が核兵器を一層大幅に削減すべきだと立場を変えていない。中国は、「最大の核軍備」を保有する国々、すなわち米露が核兵器削減を先導すべきだと強調した上で、「条件が整えば」他の核兵器国は核軍縮に

関する多国間の交渉に参加すべきだと主張してきた⁵⁶。しかしながら、米露の核兵器が具体的にどの程度の規模まで削減された場合に中国が多国間削減プロセスに参加するかは明言していない。他方、フランスは、「2015年2月19日の大統領演説で述べたように、『他国、特にロシアと米国の核戦力のレベルがそれぞれ200～300発に削減されれば、フランスも同様に対応する』⁵⁷」としている。

他の核保有国も、自国による核兵器の具体的な削減には全く言及していない。逆に、米露を含む核保有国は、後述するように、国際的・地域的な安全保障環境が不安定性を増しつつあるなかで、核戦力の強化・近代化を進めている。米国は、「NPT上の2核兵器国は核戦力を拡大し、新たな能力を開発しており、それらのなかには潜在的に極めて安定性を損なうものもある。両国はまた、地域の緊張を高めている」⁵⁸として、中露を批判した。

C) 核兵器能力の強化・近代化の動向

核保有国は、核軍縮に関するコミットメントを繰り返す一方で、核兵器能力の強化や近代化を積極的に継続してきた。

中国

中国は核戦力の開発・配備の状況について一切公表していないが、その積極的な近代化を推進してきたとみられる。

米国防総省が発表した中国の軍事力に関する2017年の報告書では、中国はICBM—DF-5A、DF-5B (MIRV化)、DF-31・31A、及びDF-4—を75～100基保有していること(前年の報告書と同数)、4隻の晋級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦(SSBN) (Type 094) が運用状態にあること、次世代SSBN (Type 096) は2020年代初頭に建造開始

[55] "UK Downsizes Its Nuclear Arsenal," *Arms Control Today*, Vol. 45, No. 2 (March 2015), http://www.armscontrol.org/ACT/2015_03/News-Brief/UK-Downsizes-Its-Nuclear-Arsenal.

[56] NPT/CONF.2020/PC.I/WP.36, May 9, 2017.

[57] "Statement by France," General Debate, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 3, 2017.

[58] "Statement by the United States," Cluster 1, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 4, 2017.

が見込まれ、後継の SLBM である JL-3 が搭載されると報じられていることなどが記載された⁵⁹。また、中国が核任務も視野に戦略爆撃機を開発しているとの見方も示された⁶⁰。

上記の報告書には記載されていないが、2017 年 1 月には、射程 14,000km で 10 ～ 12 発の核弾頭を搭載可能な MIRV 化 ICBM の DF-41 が配備されたと報じられた⁶¹。また、同年 1 月末には、中国が 10 発の核弾頭を搭載可能な DF-5C・ICBM の発射実験を実施したと報じられたが⁶²、中国国防相はその MIRV 化については認めていない⁶³。

フランス

2017 年には、フランスの核戦力近代化などに関する顕著な動向は報じられなかった。フランスは 2010 年、4 隻目となるル・トリオンファン級 SSBN に射程 8,000km の M-51・SLBM を搭載した。それまでの 3 隻には射程 6,000km の M-45・SLBM が搭載されているが、フランスは 2017 ～ 2018 年までに、それらを M-51 に転換する計画である⁶⁴。またオランド(François Hollande)大統領は、2015 年 2 月の核政策に関する演説で、2018 年までに空対地中距離巡航ミサイル (ASMPT) を搭載するミラージュ 2000N 爆撃機をラファールに転換すること、原子力庁に対して運用期限の終了に向かう核弾頭の必要な適合 (adaptation) を核実験の実施なく用意するよう指示したこと、ただし新型核兵器は製造しないことなどを明らかにした。この演説では、自国の核抑止力が 3 セットの SLBM16 基 (計

48 基)、及び中距離空対地ミサイル 54 基で構成されていることも公表した⁶⁵。

ロシア

ロシアは、老朽化した戦略核戦力を更新すべく、新型戦略核戦力の積極的な開発・配備を推進してきた。2017 年には顕著な進展は報じられなかったものの、『ひろしまレポート 2017 年版』でも言及したように、ロシアは SS-18・ICBM の後継として開発を進める RS-28 (Sarmat) 新型 ICBM の 2018 年の配備開始を計画するとともに、鉄道移動式 ICBM を 2020 年までに再建する計画も立てており、2019 年に最初の飛行実験が実施されると伝えられた⁶⁶。また、最新鋭のボレイ級 SSBN の建造も続いている。

シヨイグ (Sergei Shoigu) 国防相は、2020 年までに戦略核戦力の 90% が近代化された戦力に、また 2020 年末までに戦略ミサイル軍の 60% 以上が新型兵器システムになると発言した⁶⁷。他方で、ロシアの財政状況の悪化から、計画通りの近代化は容易ではないともみられている。

英国

英国は 2015 年 10 月、ヴァンガード級 SSBN の後継となる核戦力として新型 SSBN4 隻の建造を決定し、既に建造が開始されている。2016 年 7 月、英議会は 2030 年代を超えて核抑止力を維持するとの政府の決定を承認し、続く同年 10 月には既存のヴァンガード級 SSBN に替わる 4 隻の新型ドレッド

[59] U.S. Department of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2017*, May 2017, pp. 24, 31.

[60] Ibid., p. 61.

[61] "China Deploys Intercontinental Missiles Near Russian Border — Media," *Tass*, January 24, 2017, <http://tass.com/world/926888>.

[62] Bill Gertz, "China Tests Missile with 10 Warheads," *Washington Free Beacon*, January 31, 2017, <http://freebeacon.com/national-security/china-tests-missile-10-warheads/>.

[63] "China Says Its Trial Launch of DF-5C Missile Normal," *China Military*, February 6, 2017, http://english.chinamil.com.cn/view/2017-02/06/content_7477866.htm.

[64] たとえば、"France Submarine Capabilities," Nuclear Threat Initiative, August 15, 2013, <http://www.nti.org/analysis/articles/france-submarine-capabilities/> を参照。

[65] François Hollande, "Nuclear Deterrence—Visit to the Strategic Air Forces," February 19, 2015, <http://basedoc.diplomatie.gouv.fr/vues/Kiosque/FranceDiplomatie/kiosque.php?fichier=baen2015-02-23.html#Chapitre1>.

[66] "Russia to Conduct Flight Tests of Missile for 'Nuclear Train' in 2019," *Sputnik News*, January 19, 2017, <https://sputniknews.com/russia/201701191049778679-russia-nuclear-missile-test/>.

[67] Franz-Stefan Gady, "Russia to Arm 90 Percent of Strategic Nuclear Forces with Modern Weaponry by 2020," *Diplomat*, February 23, 2017, <https://thediplomat.com/2017/02/russia-to-arm-90-percent-of-strategic-nuclear-forces-with-modern-weaponry-by-2020/>.

ノート級SSBNの建造段階が開始された。このプロジェクトには、310億ポンドの予算が計上されて、新型SSBNの一番艦は2030年代初頭の就役が予定されている。これと並行して、英国は米国が実施しているトライデントII D5ミサイル寿命延長プログラムに参加している。また、弾頭の転換に関する英国の決定は2019～2020年まで先送りされていると報じられた⁶⁸。

米国

冷戦期に配備が開始された米国の戦略運搬手段の更新時期が近づいており、後継となるICBM、SSBN及び戦略爆撃機（並びにこれに搭載される巡航ミサイル（LRSO））の開発が検討されてきた⁶⁹。さらに、北朝鮮やロシアの核問題に対する米国の脅威認識が高まるなかで、非戦略核戦力への関心も政権内外で高まりつつある。

2017年1月に就任したトランプ大統領は、「私は核兵器のない世界を誰よりも見たいと思っている人間だ。しかしながら、それがたとえ友好国であったとしても、他国に後れを取るつもりは決してない。核兵器で後れを取ることは決してない⁷⁰と述べ、核戦力強化の可能性を強く示唆した。トランプ政権下の核戦力近代化に係る具体的な政策はNPRの完了まで待たなければならないが、2017年12月に

公表された「国家安全保障戦略（NSS）」では、「米国は、核の三本柱、並びに海外に展開される戦域核能力によって提供される信頼できる抑止・安心供与の能力を維持しなければならない。今後数十年にわたる国家安全保障への脅威に対応できる米国の核戦力・インフラを維持するために、大規模な投資が必要である⁷¹と明記された。これに先立つ8月には、米空軍がLRSO（18億ドル）及びICBM（7億ドル）の開発に係る初期経費について、それぞれ契約を締結したと報じられた⁷²。また9月には米海軍が、ジェネラル・ダイナミクス・エレクトリック・ボート社に51億ドルで次世代SSBNの設計・開発・建造・部品調達を含む包括契約を発注した⁷³。

戦略核戦力の調達コストの見積もりは増加が続いており、米議会予算局（CBO）は、現行の計画どおり進めば2017年から2026年までの10年間で4,000億ドル（2015年当時の見積もりから15%増加）要すると積算した⁷⁴。さらに、CBOは10月、現状の計画で今後30年間に要する核兵器の維持開発について、近代化に8,000億ドル、維持と運用に4,000億ドルを要するとの見積もりを示した⁷⁵。

インド

インドは引き続き、「戦略核の三本柱」（ICBM、SLBM及び戦略爆撃機）の構築に向けて精力的にそ

[68] Claire Mills and Noel Dempsey, "Replacing the UK's Nuclear Deterrent: Progress of the Dreadnought Class," UK Parliament, House of Commons Briefing Paper, June 19, 2017.

[69] 米国による核兵器能力の近代化については、"U.S. Nuclear Modernization Program," Fact Sheet and Brief, Arms Control Association, December 2016, <https://www.armscontrol.org/factsheets/USNuclearModernization>などを参照。

[70] Steve Holland, "Trump Wants to Make Sure U.S. Nuclear Arsenal at 'Top of the Pack,'" *Reuters*, February 23, 2017, <https://www.reuters.com/article/us-usa-trump-exclusive/trump-wants-to-make-sure-u-s-nuclear-arsenal-at-top-of-the-pack-idUSKBN1622IF>.

[71] United States of America, "National Security Strategy," December 2017, p. 30.

[72] David E. Sanger and William J. Broad, "Trump Forges Ahead on Costly Nuclear Overhaul," *New York Times*, August 27, 2017, <https://www.nytimes.com/2017/08/27/us/politics/trump-nuclear-overhaul.html>. 核・通常弾頭両用のLRSOについては、米国の核態勢における必要性、並びに敵による核攻撃の誤認の可能性といった問題から、開発中止を求める主張もなされていた。たとえば、William J. Perry and Andy Weber, "Mr. President, Kill the New Cruise Missile," *Washington Post*, October 15, 2015, https://www.washingtonpost.com/opinions/mr-president-kill-the-new-cruise-missile/2015/10/15/e3e2807c-6ecd-11e5-9bfe-e59f5e244f92_story.htmlなどを参照。

[73] "Navy Awards Contract for Columbia Class Submarine Development," *America's Navy*, September 21, 2017, http://www.navy.mil/submit/display.asp?story_id=102534.

[74] Congressional Budget Office, "Projected Costs of U.S. Nuclear Forces, 2017 to 2026," February 2017, <https://www.cbo.gov/sites/default/files/115th-congress-2017-2018/reports/52401-nuclearcosts.pdf>.

[75] Congressional Budget Office, "Approaches for Managing the Costs of U.S. Nuclear Forces, 2017 to 2046," October 2017. "New CBO Report Warns of Skyrocketing Costs of U.S. Nuclear Arsenal," Arms Control Association, October 31, 2017, <https://www.armscontrol.org/pressroom/2017-10/new-cbo-report-warns-skyrocketing-costs-us-nuclear-arsenal>も参照。

これらの開発を推進しているとみられる。開発中のアグニ 5・移動式 ICBM が 2017 年に運用開始と見られていたが、同年末時点では配備開始は報じられていない。11 月には 2 隻目の弾道ミサイル潜水艦が進水し、インドはより大型の原潜を建造する計画も有している⁷⁶。

イスラエル

イスラエルは、ジェリコ 3 中距離弾道ミサイル (IRBM) (射程距離 4,800 ~ 6,500km) を開発してきたとみられるが、配備の有無は不明である。核弾頭搭載可能な潜水艦発射巡航ミサイル (SLCM) の配備も伝えられ、2017 年 10 月にはこれを搭載可能なドルフィン級潜水艦 3 隻をドイツから新たに購入する契約を締結したと発表した (現有 5 隻)⁷⁷。

パキスタン

パキスタンは、対印抑止力の構築を主眼として、核弾頭搭載可能な短距離及び準中距離ミサイルの開発・配備に注力してきた。2017 年 1 月には、射程 2,200km の MIRV 化 IRBM・アバビール (Ababeel) の発射実験を実施した⁷⁸。また米国のシンクタンクは、パキスタンがバルーチスタン (Baluchistan) 地方に核弾頭製造施設と目される堅牢な地下工場を建造したとの分析結果を公表した。この施設は、戦略的予備としての核弾頭及び弾道ミサイルの貯蔵庫にもなるとみられている⁷⁹。

北朝鮮 核兵器

北朝鮮は核兵器、およびその運搬手段である弾道ミサイルの開発を、前年以上に活発に展開した。なかでも特筆すべきは、9 月 3 日の地下核実験である。北朝鮮が称するように水爆が用いられたかは定かではないが、その爆発威力は同国による過去の核実験のそれをはるかに凌駕する 160kt 程度と見積もられた。北朝鮮は、その「水爆は、数十キロトンから数百キロトンまで任意に調節可能で、戦略目的により、超強力な電磁パルス (EMP) 攻撃のために高高度でも爆発できる、大きな爆発力を持つ多機能化された熱核兵器」であり、「水爆のすべての構成要素が国産で、…思い通りに強力な核兵器を製造できる」とした⁸⁰。北朝鮮が実際に核弾頭の小型化、並びに弾道ミサイルへの搭載に必要な大気圏再突入技術の獲得に成功しているか否かについては見方が分かれているが、米国防情報局 (DIA) は北朝鮮が「ICBM 級のミサイルを含め、弾道ミサイル用の核兵器を生産してきたと評価している」、すなわち核弾頭の小型化に成功したと分析している⁸¹。再突入技術についても、1 ~ 2 年程度で獲得するとの見方が強まりつつある。

北朝鮮の核兵器保有数については、米国のシンクタンクが、北朝鮮が生産したとみられる核分裂性物質の量 (分離プルトニウムが 33kg、兵器級ウランが 175 ~ 645kg と推定) に基づき、2016 年末時点で核兵器 13 ~ 30 発を保有し、年 3 ~ 5 発の

[76] Franz-Stefan Gady, "India Launches Second Ballistic Missile Sub," *Diplomat*, December 13, 2017, <https://thediplomat.com/2017/12/india-launches-second-ballistic-missile-sub/>; Dinakar Peri and Josy Joseph, "A Bigger Nuclear Submarine is Coming," *The Hindu*, October 15, 2017, <http://www.thehindu.com/news/national/a-bigger-nuclear-submarine-is-coming/article19862549.ece>.

[77] "Israel Signs MoU to Purchase Dolphin-class Submarines from Germany," *Naval Technology*, October 25, 2017, <https://www.naval-technology.com/news/newsisrael-signs-mou-to-purchase-dolphin-class-submarines-from-germany-5956187/>.

[78] "Pakistan Conducts First Flight Test of Nuclear-capable 'Ababeel' Missile," *Indian Express*, January 24, 2017, <http://indianexpress.com/article/world/pakistan-nuclear-missile-test-4489709/>.

[79] David Albright, Sarah Burkhard, Allison Lach and Frank Pabian, "Potential Nuclear Weapons-related Military Area in Baluchistan, Pakistan," Institute for Science and International Security, August 10, 2017, <http://isis-online.org/isis-reports/detail/potential-nuclear-weapons-related-military-area-in-baluchistan-pakistan/>.

[80] "Kim Jong Un Gives Guidance to Nuclear Weaponization," *KCNA*, September 3, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201709/news03/20170903-01ee.html>.

[81] Joby Warrick, Ellen Nakashima and Anna Fifield, "North Korea Now Making Missile-ready Nuclear Weapons, U.S. Analysts Say," *Washington Post*, August 8, 2017, https://www.washingtonpost.com/world/national-security/north-korea-now-making-missile-ready-nuclear-weapons-us-analysts-say/2017/08/08/e14b882a-7b6b-11e7-9d08-b79f191668ed_story.html?utm_term=.e66ae8878863.

ペースで増やしている可能性があり、2020年までに25～50発を保有し得ると推計している⁸²。

核分裂性物質

北朝鮮は、2002年以降、IAEAをはじめとして核活動に対する外部からの監視を受け入れておらず、実態は必ずしも明らかではないが、核兵器のさらなる製造に向けた活動を進めていると考えられる。天野之弥 IAEA 事務局長は2017年3月のインタビューで、北朝鮮がこの数年間に寧辺にあるウラン濃縮施設の規模を「倍増させた」との見方を示し⁸³、9月には寧辺の発電用実験炉が稼働している可能性も指摘した⁸⁴。北朝鮮はこの原子炉が民生用目的を意図したものだとしているが、兵器用核分裂性物質の生産にも使用し得る。また、米国の専門家は、衛星画像の分析として、2016年9月から2017年6月の間に、放射科学研究所が少なくとも2回、再処理活動を実施したとみられることを報告した⁸⁵。

ミサイル

北朝鮮は、前年に続き2017年も弾道ミサイル発射実験を繰り返し、その能力の急速な進展を国際社会に強く見せつけた。

3月6日に日本海に向けてほぼ同時に発射されたスカッド ER とみられる4発の準中距離弾道ミサイル(MRBM)は、約1,000km飛翔した後、日本の

排他的経済水域(EEZ)の一定の範囲内に着弾した。北朝鮮は、この演習を実施した部隊の任務を、有事における在日米軍基地への攻撃だとした⁸⁶。また5月14日には、「大型核弾頭を搭載可能な新型弾道ロケットの戦術的・技術的詳細を検証」すべく、火星12型IRBMの発射実験を高度2,111.5kmというロフテッド軌道で787kmを飛翔させて実施した(北朝鮮による)⁸⁷。

さらに、8月29日及び9月15日には、火星(Hwasong)12型を、通常軌道で日本上空を通過させ、太平洋上に着弾させる形で発射実験を実施した⁸⁸。8月29日の実験では2,700km、9月の実験では3,700kmを飛翔させ、グアムに到達する能力があることを示した。また、8月の実験ではミサイルを車両型の移動式発射台で運んだ後、地上に降ろして打ち上げていたが、9月の実験では移動式発射台から直接ミサイルを発射し、発射準備までの時間を短縮する能力を示した。

2017年後半は、ICBM能力の獲得を実証した。北朝鮮外務省報道官は1月初頭に、「北朝鮮のICBM開発は、米国の核戦争の威嚇に対処する自衛能力を強化する努力の一環である」としたうえで、「最高首脳部が決定する任意の時刻に任意の場所から発射されるであろう」⁸⁹と言明していた。そして7月4日、北朝鮮は火星14型ICBMをロフテッド軌道で発射し、北朝鮮によれば高度2,802km、飛

[82] David Albright, "North Korea's Nuclear Capabilities: A Fresh Look," Institute for Science and International Security, April 28, 2017, <http://isis-online.org/isis-reports/detail/north-koreas-nuclear-capabilities-a-fresh-look/10>.

[83] Jay Solomon, "North Korea Has Doubled Size of Uranium-enrichment Facility, IAEA Chief Says," *Wall Street Journal*, March 20, 2017, <https://www.wsj.com/articles/north-korea-has-doubled-size-of-uranium-enrichment-facility-iaea-chief-says-1490046264>.

[84] "IAEA Says Indications Show DPRK's Nuclear Reactor Could be Operating," *Xinhua*, September 11, 2017, http://news.xinhuanet.com/english/2017-09/11/c_136601162.htm. この原子炉については、2017年1月にも、再稼働の可能性が米国のシンクタンクにより指摘されていた。Jack Liu and Joseph S. Bermudez Jr., "North Korea's Yongbyon Nuclear Facility: Operations Resume at the 5 MWe Plutonium Production Reactor," *38 North*, January 27, 2017, <http://38north.org/2017/01/yongbyon012717/>.

[85] Joseph S. Bermudez Jr., Mike Eley, Jack Liu and Frank V. Pabian, "North Korea's Yongbyon Facility: Probable Production of Additional Plutonium for Nuclear Weapons," *38 North*, July 14, 2017, <http://www.38north.org/2017/07/yongbyon071417/>.

[86] "Kim Jong Un Supervises Ballistic Rockets Launching Drill of Hwasong Artillery Units of KPA Strategic Force," *KCNA*, March 7, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201703/news07/20170307-01ee.html>.

[87] "Kim Jong Un Guides Test-Fire of New Rocket," *KCNA*, May 15, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201705/news15/20170515-01ee.html>.

[88] これまでに北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過したのは、1998年のテポドン1号、2009年の銀河2号、2012年の銀河3号、2016年の光明星4号の4回であった。

[89] "DPRK's ICBM Development Is to Cope with U.S. Nuclear War Threat: FM Spokesman," *KCNA*, January 8, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201701/news08/20170108-09ee.html>.

翔距離 933km に達した後⁹⁰、日本の EEZ 内に着弾した。通常軌道で発射すれば、6,700 ～ 8,000km を飛翔可能だと推計された⁹¹。北朝鮮は、この実験の目的が「新開発の大型重量核弾頭の搭載が可能な ICBM の戦術、技術的レベルと技術特性の確定」であり、「新開発の炭素繊維複合材料で製造した弾頭部の耐熱性と安定性の最終確認」を目指したものであり、弾頭内の温度は外部が高温となる再突入後も 25 ～ 40 度で、起爆装置は正常に作動したとの評価を発表した⁹²。北朝鮮は 7 月 28 日にも火星 14 型をロフテッド軌道で発射し、北朝鮮の発表では高度 3,724.9km に達した後、998km 離れた日本の EEZ 内に着弾した⁹³。この実験により、通常軌道で発射されれば火星 14 型が米国本土を射程に収める能力を持つことが示された。他方、日米韓の各政府や専門家は、この実験での弾頭部分の大気圏再突入には失敗したと分析している⁹⁴。

さらに 11 月 29 日、北朝鮮は新型の ICBM・火星 15 型の発射実験を実施した。北朝鮮によれば、ミサイルは高度 4,475km に到達し、950km 飛行して、日本の EEZ 内に落下した。通常軌道で発射す

れば、射程距離は米本土全域を含む約 1 万 3,000km に達する可能性があると見積もられている。北朝鮮は、「超重量核弾頭を搭載し、米国本土全域を攻撃する能力を持つ新型 ICBM システムの保有を達成した」とし、「国家核戦力の完成の歴史的偉業」だと位置づけた⁹⁵。米国の専門家は、「火星 15 型が米国本土のあらゆる地点へ 1 トンのペイロードを運搬できる。北朝鮮は 700kg 以下の核弾頭をほぼ開発している」⁹⁶ との分析を公表した。他方、米国の当局者は、弾道ミサイルの誘導技術に加えて、再突入技術でも課題を抱えているとの見方を示している⁹⁷。

SLBM 開発も進んでいるとみられ、5 月 21 日には北極星(Pukguksong) 2 型の発射実験を実施した。その成功を受けて、金正恩朝鮮労働党委員長は北極星 2 型の配備を承認し、量産を指示した⁹⁸。北朝鮮はその後も、SLBM の積極的な開発活動を継続するとともに⁹⁹、新型の弾道ミサイル潜水艦の建造を推進しているとみられる¹⁰⁰。

[90] “Report of DPRK Academy of Defence Science,” *KCNA*, July 4, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201707/news04/20170704-21ee.html>.

[91] John Schilling, “North Korea Finally Tests an ICBM,” *38 North*, July 5, 2017, <http://www.38north.org/2017/07/jschilling070517/>.

[92] “Kim Jong Un Supervises Test-launch of Inter-continental Ballistic Rocket Hwasong-14,” *KCNA*, July 5, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201707/news05/20170705-01ee.html>.

[93] “Kim Jong Un Guides Second Test-fire of ICBM Hwasong-14,” *KCNA*, July 29, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201707/news29/20170729-04ee.html>.

[94] Michael Elleman, “Video Casts Doubt on North Korea’s Ability to Field an ICBM Re-entry Vehicle,” *38 North*, July 31, 2017, <http://www.38north.org/2017/07/melleman073117/>; John Schilling, “What Next for North Korea’s ICBM?” *38 North*, August 1, 2017, <http://www.38north.org/2017/08/jschilling080117/>.

[95] “Kim Jong Un Guides Test-fire of ICBM Hwasong-15,” *KCNA*, November 29, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201711/news29/20171129-14ee.html>.

[96] Michael Elleman, “The New Hwasong-15 ICBM: Significant Improvement That May be Ready as Early as 2018,” *38 North*, November 30, 2017, <http://www.38north.org/2017/11/melleman113017/>.

[97] Barbara Starr and Ray Sanchez, “North Korea’s New ICBM Likely Broke Up Upon Re-entry, US Official Says,” *CNN*, December 3, 2017, <http://edition.cnn.com/2017/12/02/asia/north-korea-missile-re-entry/index.html>.

[98] “Kim Jong Un Supervises Test-fire of Ballistic Missile,” *KCNA*, May 22, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201705/news22/20170522-01ee.html>.

[99] たとえば、Joseph S. Bermudez, Jr., “North Korea’s Submarine-launched Ballistic Missile Program Advances: Second Missile Test Stand Barge Almost Operational,” *38 North*, December 1, 2017, <https://www.38north.org/2017/12/nampo120117/>.

[100] Ankit Panda, “The Sinpo-C-Class: A New North Korean Ballistic Missile Submarine Is under Construction,” *Diplomat*, October 18, 2017, <https://thediplomat.com/2017/10/the-sinpo-c-class-a-new-north-korean-ballistic-missile-submarine-is-under-construction/>. また、Joseph S. Bermudez Jr., “North Korea’s Submarine Ballistic Missile Program Moves Ahead: Indications of Shipbuilding and Missile Ejection Testing,” *38 North*, November 16, 2017, <http://www.38north.org/2017/11/sinpo111617/> も参照。

(5) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状

核兵器の役割に関して、2017年に新しい政策を示した核保有国はなかった¹⁰¹。米国は新政権下で進められているNPRにより、今後新たな政策が示される可能性がある。2017年12月に公表された「国家安全保障戦略(NSS)」では、「核抑止戦略はすべての紛争を防止できるわけではないが、核攻撃、非核戦略攻撃及び大規模通常侵略の防止に不可欠だ」¹⁰²と記された。核保有国はいずれも、自国の核兵器を自衛、あるいは国の死活的な利益への攻撃に対する抑止など、防衛的なものと位置づけてきた。

ロシアは2014年のクリミア併合後、核威嚇や核戦力を用いた示威的な行動を繰り返してきた。2017年になると挑発的な発言は抑制されたが、ロシアは2017年9月に実施した軍事演習「ザパド2017(Zapad-2017)」で核弾頭搭載可能な短距離弾道ミサイル(SRBM)のイスカンデルM(射程480km)を発射するなど¹⁰³、NATOに対する核兵器を用いた威嚇—欧州NATO諸国の領空へのロシア戦略爆撃機による接近・侵犯、カーリーニングラードへの核弾頭搭載可能なイスカンデルM・SRBMの配備などを継続している。

北朝鮮は2017年も、日米韓に対して、たとえば以下のような極めて挑発的な核威嚇を繰り返した。

- 「朝鮮半島における核戦争では、米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地である日本が最

初に放射能の雲で覆われるだろう」¹⁰⁴

- 「実戦配備された核兵器を含む北朝鮮のすべての軍事的攻撃手段は、米本土とともに日本の米帝侵略軍基地にも精密に照準を合わせ、殲滅的な打撃を発射する瞬間だけを待っている」¹⁰⁵
- 「北朝鮮の戦略軍は、米国の戦略爆撃機が駐留する…アンダーセン空軍基地を含むグアムの主要な軍事基地を封じ込め、米国に嚴重な警告のシグナルを送るべく、火星12型IRBMでグアム周辺地域を包囲射撃する作戦計画を慎重に検討している。計画は近く最高司令部に報告され、金正恩朝鮮労働党委員長が決断すれば、任意の時間に同時多発的、連発的に実行される」¹⁰⁶
- 米国の斬首作戦や先制攻撃の兆候に対しては、北朝鮮式先制的報復作戦を開始し、「ソウルを含む傀儡軍管理下の地域を火の海にし…太平洋作戦戦域における米帝侵略軍の発信基地を無力化するための全面攻撃につながる」¹⁰⁷
- 日本は敵基地攻撃能力の取得に言及したが、「北朝鮮は既に、決断すれば日本を瞬時に焦土化する能力を保有している。日本の反動主義者は、偏狭な態度でちょっかいを出せば、無慈悲な核の打撃に直面し、日本列島が太平洋に沈むことを明確に理解すべきだ」¹⁰⁸
- 「火星12型は、日本の島根、広島、高知各県の上空を通過し、3356.7キロを1,065秒飛翔した後、グアムから30～40キロ離れ

[101] 各国の基本的な政策は、『ひろしまレポート2017年版』を参照。

[102] United States of America, “National Security Strategy,” December 2017, p. 30.

[103] “Iskander-M Missile Hits Target in Kazakhstan at Zapad-2017 Drills,” *Tass*, September 18, 2017, <http://tass.com/defense/966182>; Maggie Tennis, “Russia Showcases Military Capabilities,” *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 9 (November 2017), p. 24.

[104] “Reckless Acts of Precipitating Ruin,” *Rodong Sinmum*, May 3, 2017, http://www.rodong.rep.kp/en/index.php?stPageID=SF01_02_01&newsID=2017-05-03-0005.

[105] “Japan Should Practice Self-Control,” *KCNA*, May 20, 2017. <http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>.

[106] “U.S. Should Be Prudent under Present Acute Situation: Spokesman for KPA Strategic Force,” *KCNA*, August 9, 2017, <http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>.

[107] “U.S. War Hysteria Will Only Bring Miserable End of American Empire: Spokesman for KPA General Staff,” *KCNA*, August 9, 2017, <http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>.

[108] “Japanese Reactionaries Should Not Go Frivolous before Merciless Nuclear Fist,” *KCNA*, August 9, 2017, <http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>.

た海面に着弾する」¹⁰⁹

- 国連安保理での対北朝鮮制裁決議に関して、「日本列島 4 島を核爆弾で海に沈めなければならぬ」¹¹⁰
- 2018 年 1 月の「新年の辞」で、金正恩朝鮮労働党委員長は、「北朝鮮は最終的に強力に信頼できる戦争抑止力を保有するに至った。これは、いかなる力やいかなるものによっても覆されない」とした上で、「米本土の全域は我々の核打撃射程圏にあり、核のボタンは常に私の机の上にある。米国は、これがたんなる脅しではなく現実だということ素直に理解しなければならない」¹¹¹ と述べた。

米国は、北朝鮮問題の緊張が高まるなかで、北朝鮮への抑止と圧力、並びに日韓への安心供与を強めるべく、B-1 や B-52 といった戦略爆撃機をたびたび朝鮮半島に飛来させ、日韓とそれぞれ共同訓練も実施した。9 月には、グアムから飛来した B-1 戦略爆撃機が、北朝鮮東方沖の国際空域を、今世紀で最北の地点まで飛行したことを米国防総省が発表した¹¹²。

またトランプ大統領は、北朝鮮の度重なる挑発的な言動に対して、北朝鮮への威嚇を繰り返した。

- 「北朝鮮はこれ以上、米国を脅さない方がいい。世界が見たこともない炎と激怒で対抗する」(ツイッター、2017 年 8 月 8 日)
- 「米国は偉大な力と忍耐を有している。しか

しながら、米国が自国と同盟国の防衛を強いられば、北朝鮮を完全に破壊するしか選択肢がなくなる。ロケットマンは彼自身及びその体制への自殺行為を進めている」¹¹³

- 「好ましい選択肢ではないが、2 つ目の選択肢の用意は完全に整っている。その選択肢を行使する場合、それは北朝鮮にとって壊滅的なものとなる。それは軍事的選択肢であり、必要であれば米国はそれを行使する」¹¹⁴
- 「北朝鮮指導者の金正恩は『核のボタンが常に机の上にある』と述べたが、私もまた核のボタンを持っており、それは彼のものよりもはるかに大きく強力で、機能するものであることを、枯渇し食料に飢える体制の誰かが彼に伝えてほしい」(ツイッター、2018 年 1 月 2 日)

B) 先行不使用、「唯一の目的」、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント

核兵器の先行不使用 (no first use)、あるいは核兵器の役割は敵の核兵器使用を抑止することとする「唯一の目的 (sole purpose)」に関して、2017 年には核保有国の政策に変化はみられなかった。5 核兵器国の中では、中国のみが核兵器の先行不使用を宣言している¹¹⁵。米国は、前政権下の NPR で、「唯一の目的」には踏み切れないものの、「米国の核兵器の基本的な役割 (fundamental role) は、米国及び同盟国・パートナーに対する核攻撃を抑止するこ

[109] “KPA Will Take Practical Action: Commander of Strategic Force”, *KCNA*, August 10, 2017, <http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>.

[110] “KAPPC Spokesman on DPRK Stand toward UNSC “Sanctions Resolution””, *KCNA*, September 13, 2017, <http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>.

[111] “Kim Jong Un’s 2018 New Year’s Address,” January 1, 2018, <https://www.ncnk.org/node/1427>.

[112] U.S. Department of Defense, “U.S. Flies B1-B bomber Mission off of North Korean Coast,” September 23, 2017, <https://www.defense.gov/News/News-Releases/News-Release-View/Article/1322213/us-flies-b1-b-bomber-mission-off-of-north-korean-coast/>.

[113] “Remarks by President Trump to the 72nd Session of the United Nations General Assembly,” September 19, 2017, <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-72nd-session-united-nations-general-assembly/>.

[114] Steve Holland and Idrees Ali, “Trump: Military Option for North Korea not Preferred, But would be ‘Devastating,’” *Reuters*, September 25, 2017, <https://www.reuters.com/article/us-northkorea-missiles/trump-military-option-for-north-korea-not-preferred-but-would-be-devastating-idUSKCN1C026A>.

[115] 他方、米国は、中国の先行不使用政策には曖昧性もあるとしている。U.S. Department of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2017*, May 2017, p. 60.

とである」という政策を打ち出したが¹¹⁶、トランプ政権がこれを再検討する可能性がたびたび報じられた。

NPT 非締約国の中では、インドが、インドへの大規模な生物・化学兵器攻撃に対する核報復オプションを留保しつつ、核兵器の先行不使用を宣言している。これに対して、インドの「コールド・スタート」戦略に対抗する目的で小型核兵器や SRBM を取得したパキスタンは¹¹⁷、先行不使用を宣言せず、通常攻撃に対する核兵器の使用可能性を排除していない。アシフ (Khawaja Muhammad Asif) 外相は、「インドがパキスタンの核施設に対する外科的爆撃を開始する場合、誰もパキスタンを抑制することを期待してはならない」として、核兵器を用いて対抗する可能性を強く示唆したと報じられた¹¹⁸。そうしたパキスタンの核態勢なども相まって、インドでは先行不使用政策を見直すべきだとの主張もみられるが、政府は政策変更の可能性を否定している¹¹⁹。

北朝鮮は、核兵器の先行不使用を宣言していたが、2016 年に入ると核兵器を用いた先制攻撃の威嚇を再三にわたって繰り返した。2017 年 9 月には、李容浩外相が国連総会の一般討論演説で、「北朝鮮は責任ある核兵器国であり、米国や追随勢力が北朝鮮指導部の斬首作戦や北朝鮮への軍事攻撃を行う何らかの兆候をみせた場合には、容赦なく先制行動による予防的措置を講じる。しかしながら、米国の対北

朝鮮軍事行動に参加しない国に対しては核兵器の使用または使用の威嚇を行う意図はない¹²⁰」と発言した。

C) 消極的安全保証

非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないという消極的安全保証 (negative security assurances) に関して、2017 年に政策変更を行った核兵器国はなかった。無条件の供与を一貫して宣言する中国を除き、核兵器国は一定の条件を付している。このうち英国及び米国は、NPT に加入し、核不拡散義務を遵守する非核兵器国に対しては、核兵器の使用または使用の威嚇を行わないと宣言した。ただし英国は、「現状では生物・化学兵器といった他の WMD を開発する国からの英国及びその死活的利益に対する直接的な脅威はないが、そうした兵器の将来の脅威、発展及び拡散によって必要となれば、この保証を再検討する権利を留保する¹²¹」としている。

フランスは 2015 年 2 月、NPT 締約国で WMD 不拡散の国際的な義務を尊重する非核兵器国に対しては核兵器を使用しないとして、前年に公表したコミットメントを精緻化した¹²²。ただしフランスは、消極的安全保証を含め核態勢に係る「コミットメントは国連憲章第 51 条の自衛権に影響を与えるものではない¹²³」との立場を変えていない。ロシアは、

[116] U.S. Department of Defense, "Report on Nuclear Employment Strategy," June 19, 2013, p. 4.

[117] "Short-range Nuclear Weapons to Counter India's Cold Start Doctrine: Pakistan PM," *Live Mint*, September 21, 2017, <http://www.livemint.com/Politics/z8zop6Ytu4bPiksPMLW49L/Shortrange-nuclear-weapons-to-counter-Indias-cold-start-do.html>.

[118] "Pakistan Warns India Against Targeting Its Nuclear Installations," *Economic Times*, October 10, 2017, <http://economictimes.indiatimes.com/news/defence/pakistan-warns-india-against-targeting-its-nuclear-installations/articleshow/60967586.cms>.

[119] Max Fisher, "India, Long at Odds with Pakistan, May Be Rethinking Nuclear First Strikes," *New York Times*, March 31, 2017, <https://www.nytimes.com/2017/03/31/world/asia/india-long-at-odds-with-pakistan-may-be-rethinking-nuclear-first-strikes.html>. また、Rajesh Rajagopalan, "India's Nuclear Strategy: A Shift to Counterforce?" Observer Research Foundation, March 30, 2017, <http://www.orfonline.org/expert-speaks/india-nuclear-strategy-shift-counterforce/>; Yashwant Raj, "India Could Strike Pakistan with Nuclear Weapons If Threatened, Says Expert," *Hindustan Times*, March 21, 2017, <http://www.hindustantimes.com/india-news/india-could-strike-pakistan-with-nuclear-weapons-if-threatened-says-expert/story-P5N8QuKOldxAJ9UPjboijM.html> も参照。

[120] Jesse Johnson, "North Korea Foreign Minister Warns of 'Pre-Emptive Action' As U.S. Bombers Fly off Korean Peninsula," *Japan Times*, September 24, 2017, <https://www.japantimes.co.jp/news/2017/09/24/asia-pacific/north-korea-foreign-minister-warns-pre-emptive-action-u-s-bombers-fly-off-korean-peninsula/#.WloDNJOfgWo>.

[121] NPT/CONF.2015/29, April 22, 2015.

[122] フランスは 2014 年の NPT 準備委員会に提出した報告書で、「不拡散コミットメントを遵守するすべての非核兵器国に対して、安全の保証を提供してきた」と記載していた (NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014)。

[123] NPT/CONF.2015/10, March 12, 2015.

核兵器国と同盟関係にある非核兵器国による攻撃の場合を除いて、NPT 締約国である非核兵器国に対して核兵器を使用または使用の威嚇を行わないとしている。

消極的安全保証は、非核兵器地帯条約議定書で定められたものを除き、法的拘束力のある形では非核兵器国に供与されていない。NAM 諸国を中心とする非核兵器国は NPT 運用検討プロセス、CD、国連総会第一委員会などの場で、核兵器国に対して法的拘束力のある安全保証の供与を繰り返し求めてきた。また、イランは 2017 年の NPT 準備委員会で、2020 年の NPT 運用検討会議で「消極的安全保証に関する決定 (separate decision on negative security assurances)」を採択し、NPT 締約国である非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと、普遍的で法的拘束力があり無条件の安全の保証を NPT 締約国である非核兵器国に提供する交渉を追求し、2023 年までに締結することを提案した¹²⁴。なお中国は、5 核兵器国の中では唯一、無条件の消極的安全保証を提供する国際的な法的文書を早期に交渉し締結すべきだと主張している。フランスは、1995 年 4 月の声明における「コミットメントが法的拘束力のあるものだと考え、そのように述べてきた」¹²⁵ との立場である。

消極的安全保証は、NPT の文脈で、核兵器の取得を放棄する非核兵器国がその不平等性の緩和を目的の 1 つとして、NPT 上の核兵器国に提供を求めらるものであるが、インド、パキスタン及び北朝鮮も同様の宣言を行っている。2017 年には、これらの国々の宣言に変化はなかった。インドは、「インド領域やインド軍への生物・化学兵器による大規模な攻撃の場合、核兵器による報復のオプションを維持

する」としつつ、非核兵器国への消極的安全保証を宣言している。パキスタンは、無条件の消極的安全保証を宣言してきた。北朝鮮は、「非核兵器国が侵略や攻撃において核兵器国と連携していない限りにおいて」消極的安全保証を提供するとしている。

D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准

非核兵器地帯条約に付属する議定書では、核兵器国が条約締約国に対して法的拘束力のある消極的安全保証を提供することが規定されている。しかしながら、表 1-6 に示すように、5 核兵器国すべての批准を得たのはラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）議定書のみであり、2017 年に新たな展開はみられなかった。5 核兵器国がいずれも未署名の東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）議定書については、核兵器国とバンコク条約締約国との協議が続けられているという状況は変わっておらず、いずれの核兵器国も署名していない¹²⁶。

消極的安全保証を規定した非核兵器地帯条約議定書について、署名や批准の際に留保や解釈宣言を付す核兵器国がある。NAM や NAC などは核兵器国に、非核兵器地帯条約議定書への留保や一方的解釈宣言を撤回するよう求めてきた¹²⁷。しかしながら、（中国を除く）核兵器国が、そうした要求に応じる兆しは見えない。中央アジア非核兵器地帯条約議定書の批准に際しても、たとえばロシアは、ロシアに対する攻撃が核兵器を保有する国と共同で行われた場合には、消極的安全保証の供与を留保とした。ロシアはまた、条約締約国が核兵器を搭載した艦船や航空機の寄港を認めたり、通過したりする場合には、議定書には拘束されないとの留保も付した¹²⁸。

[124] NPT/CONF.2020/PC.I/WP.4, March 20, 2017.

[125] NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

[126] 『ひろしまレポート 2016 年版』で述べたように、具体的内容は明らかではないが、核兵器国による留保を巡って ASEAN 諸国と議論が続いていることが示唆されている。

[127] NPT/CONF.2015/WP.4, March 9, 2015. また、トラテロルコ条約に関する国連総会決議でも、同様のことが求められている。A/RES/71/27, December 5, 2016.

[128] "Putin Submits Protocol to Treaty on Nuclear-free Zone in Central Asia for Ratification," *Tass*, March 12, 2015, <http://tass.ru/en/russia/782424>.

表 1-6：消極的安全保証に関する非核兵器国地帯条約議定書への核兵器国の署名・批准状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国
ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロコ条約）	○	○	○	○	○
南太平洋非核兵器地帯条約（ラロトンガ条約）	○	○	○	○	△
東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）					
アフリカ非核兵器国地帯条約（ペリンダバ条約）	○	○	○	○	△
中央アジア非核兵器地帯条約	○	○	○	○	△

[○：批准 △：署名]

E) 拡大核抑止への依存

米国は、NATO 諸国、日本、韓国及び豪州に拡大核抑止を供与している。このうち米国は、NATO 加盟国のベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ及びトルコに航空機搭載の重力落下式核爆弾をあわせて 150 発程度配備するとともに、核計画グループ (NPG) への加盟国の参加、並びに核兵器を保有しない加盟国による核攻撃任務への軍事力の提供といった核シェアリング (nuclear sharing) を継続している。欧州 NATO 諸国以外の同盟国の領域には米国の核兵器は配備されていないが、日本及び韓国との間では、それぞれ拡大抑止に関する協議メカニズムが設置されている。前年に続き 2017 年には、欧州及びアジアにおける安全保障環境の悪化に伴い、各同盟内では拡大（核）抑止の信頼性の強化が模索されたが、拡大核抑止に関する米国及び同盟国の政策に具体的な変更はみられなかった。

他方、北朝鮮の核兵器開発が急速に進む中で、韓国の朴槿恵前政権が 2016 年 10 月、米国に韓国領

域への核兵器再配備を要請したものの、オバマ前政権はこの要請を受け入れなかったと報じられた¹²⁹。またマティス (James Mattis) 国防長官は、2017 年 8 月末の米韓協議で韓国の宋永武国防相と核兵器再配備について議論したことを認めた¹³⁰。2017 年 5 月に就任した文在寅大統領は 2017 年 9 月のインタビューで、韓国独自の核兵器取得も米国による韓国への戦術核再配備も必要だとは考えていないと述べている¹³¹。

日本は、政府は自国領域への米国による核兵器の配備、非核三原則の見直し（「持ち込ませず」に関して）、あるいは核シェアリングの導入などについて、検討の可能性を否定している。

核シェアリング、とりわけ米国による NATO5 各国への戦術核配備に対しては、NPT 第 1 条及び第 2 条違反だとの批判が非核兵器国よりなされてきた¹³²。ロシアや中国も、核シェアリング政策の終了を繰り返し求めている。

[129] Hiroshi Minegishi, "South Korea Leaves Door Open to US Nuclear Weapons," *Nikkei Asia Review*, September 12, 2017, <https://asia.nikkei.com/Spotlight/North-Korea-crisis/South-Korea-leaves-door-open-to-US-nuclear-weapons>.

[130] Dan Lamothe, "Pentagon Chief Says He Was Asked About Reintroducing Tactical Nuclear Weapons in South Korea," *Washington Post*, September 18, 2017, <https://www.washingtonpost.com/news/checkpoint/wp/2017/09/18/pentagon-chief-says-he-was-asked-about-reintroducing-tactical-nuclear-weapons-in-south-korea/>.

[131] "President Moon Rules Out Deployment of Nuclear Weapons in South Korea," *NK News*, September 14, <https://www.nknews.org/2017/09/president-moon-rules-out-deployment-of-nuclear-weapons-in-south/?c=1505385412246>.

[132] "Statement by Iran," Cluster 1, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 5, 2017; "Statement by Egypt," Cluster 1, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 5, 2017.

(6) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

核兵器の警戒態勢に関して、2017年に核保有国の政策に大きな変化はみられなかった¹³³。米国及びロシアの戦略核弾道ミサイルは、警報即発射（LOW）あるいは攻撃下発射（LUA）といった高い警戒態勢に置かれている¹³⁴。また、英国の40発及びフランスの80発の核兵器が、SSBNの常時哨戒の下で、米露のものよりは低い警戒態勢に置かれている¹³⁵。中国は、通常は核弾頭と運搬手段を切り離して保管しており、即時発射の態勢を採用していないとみられる¹³⁶。他の核保有国の動向は必ずしも明らかではないが、インドは中国と同様に、即時発射の態勢は採っていないとみられる。パキスタンは2014年2月に、核兵器を含むすべての兵器は首相を長とする国家司令部（National Command Authority）の管理下にあり、インドとの危機時にも核戦力使用の権限を前線の指揮官には移譲しないことを確認した¹³⁷。

警戒態勢の低減に関しては、チリ、マレーシア、ナイジェリア、ニュージーランド及びスイスがNPT運用検討プロセスで「警戒態勢解除グループ」を形成し、警戒態勢解除に関する作業文書を提出するなど、積極的に提案してきた。2017年NPT準

備委員会では、警戒態勢解除の重要性を論じたうえで、核兵器国に対して、核兵器システムの運用態勢を直ちに低減するための措置を採るよう求めた¹³⁸。

警戒態勢の低減・解除が提案される目的の1つには、事故による、あるいは偶発的な核兵器の使用の防止が挙げられてきた¹³⁹。これに対して核兵器国は、そうした使用を防止するために様々な措置を適切に講じてきたと強調している¹⁴⁰。また、印パは2017年2月、二国間の核兵器関連事故リスク低減協定を5年間延長した。パキスタンは、上述のように対印抑止力としてSRBM戦力を重視しているが、その核戦力は核指揮権政治評議会（NCA）を通じた完全な文民統制による強力で安全な指揮統制システムの下に置かれ、過激派などが核分裂性物質や核兵器を奪取する可能性はないと強調している¹⁴¹。

米国では2017年11月、上院外交委員会において、核攻撃を開始する大統領権限の制限に関する公聴会が開催された。米国が核攻撃を受けるか、攻撃が切迫した場合には、大統領には憲法に基づき国を防衛する完全な権限があることが確認される一方で、「切迫した状況」の解釈が不明確だとも指摘された。また、ケーラー（Robert Kehler）米戦略軍元司令官は、軍は違法な命令に従う義務はなく、軍の指針である「必要性」「区別」及び「均衡性」も

[133] 各国の政策については、『ひろしまレポート 2017 年版』を参照。

[134] Hans M. Kristensen, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” Presentation to NPT PrepCom Side Event, Geneva, April 24, 2013; Hans M. Kristensen and Matthew McKinzie, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” United Nations Institute for Disarmament Research, 2012.

[135] Kristensen, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons”; Kristensen and McKinzie, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons” を参照。

[136] 他方で、中国は、新型SSBNやMIRV化ICBMの新規配備などに伴い、警戒態勢を高める可能性があるとの指摘もなされてきた。

[137] Elaine M. Grossman, “Pakistani Leaders to Retain Nuclear-arms Authority in Crises: Senior Official,” *Global Security Newswire*, February 27, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistani-leaders-retain-nuclear-arms-authority-crises-senior-official/>.

[138] “Statement by Sweden on Behalf of the De-alerting Group,” Cluster 1, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 4, 2017.

[139] たとえばルイス（Patricia Lewis）らは、核兵器が不用意に用いられかけた13の事例を概観し、考えられていたよりも核兵器使用の可能性が高かったこと、核兵器の不使用は抑止の効果よりも個々の意思決定者が救ったという側面が強いことなどを論じた上で、核兵器が存在する限り、不注意、事故、あるいは故意の核爆発のリスクは残ることから、核兵器廃絶までの間、慎重な意思決定が最優先課題だとする報告書を公表した。Patricia Lewis, Heather Williams, Benoît Pelopidas and Sasan Aghlani, “Too Close for Comfort: Cases of Near Nuclear Use and Options for Policy,” *Chatham House Report*, April 2014.

[140] 『ひろしまレポート 2017 年版』を参照。

[141] “Short-Range Nuclear Weapons to Counter India’s Cold Start Doctrine: Pakistan PM,” *Live Mint*, September 21, 2017, <http://www.livemint.com/Politics/z8zop6Ytu4bPiksPMLW49L/Shortrange-nuclear-weapons-to-counter-Indias-cold-start-do.html>.

核攻撃の判断に適用されるとした¹⁴²。さらに、ハイテン (John E. Hyten) 米戦略軍司令官は別の会合で、大統領から違法な命令を受けた場合には、違法性を指摘し、代替案を提示するとの考えを述べた¹⁴³。

(7) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

A) CTBT 署名・批准

包括的核実験禁止条約 (CTBT) の署名国は 2017 年末の時点で 183 カ国、このうち批准国は 166 カ国であり、いずれも前年末から変わっていない。また、条約の発効に必要な国として特定された 44 カ国 (発効要件国) のうち、5 カ国 (中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国) の未批准、並びに 3 カ国 (インド、パキスタン、北朝鮮) の未署名が続いており、条約は発効していない (この他に、調査対象国ではサウジアラビア及びシリアが未署名)。

CTBT 発効促進に関しては、9月20日に、第10回包括的核実験禁止条約 (CTBT) 発効促進会議が開催された。会議では、同月3日の北朝鮮核実験を最も強い表現で非難するとともに、発効要件国を中心とする未署名国・未批准国に対する早期署名・批准、並びに核実験モラトリアムの維持などを呼びかける最終宣言が採択された¹⁴⁴。これに先立つ5月には、CTBT 発効促進共同調整国である日本及びカザフスタンの両外相がゼルボ (Lassina Zerbo) CTBTO 事務局長と共同で、CTBT の早期発効のための努力再活性化を求めるアピールを発表した¹⁴⁵。また NPDI は 2017 年 NPT 準備委員会で、地域の緊張緩和を支援するため、地域的に調整しての CTBT 批准も検討し得るとした¹⁴⁶。

9月のCTBT発効促進会議では、署名国・批准国

が行ったCTBT発効促進のための活動 (未署名国・未批准国へのアウトリーチなど) の概要を取りまとめた文書が配布された¹⁴⁷。この文書では、2015年6月から2017年5月までの間の活動として、発効要件国に対する二国間の取組 (豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、日本、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、トルコ、UAE、英国など)、それ以外の国に対する二国間の取組 (豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、日本、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、トルコ、英国など)、グローバルレベルでの多国間の取組 (豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、日本、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、トルコ、UAE、英国、米国など)、地域レベルでの多国間の取組 (豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、日本、メキシコ、ニュージーランド、トルコ、UAE など) が紹介された。

B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム

5核兵器国、インド及びパキスタンは、核爆発実験モラトリアムを引き続き維持している。核兵器の保有の有無を公表していないイスラエルは、核爆発実験の実施の可能性についても言及していない。

北朝鮮は、累次の安保理決議で核実験の禁止が義務づけられたにもかかわらず、モラトリアムを宣言せず、2017年には前年に続き核爆発実験を実施した。

C) 包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力

調査対象国によるCTBTO準備委員会への分担金

[142] U.S. Senate Foreign Relations Committee, "Authority to Order the Use of Nuclear Weapons," November 14, 2017, <https://www.foreign.senate.gov/hearings/authority-to-order-the-use-of-nuclear-weapons-111417>.

[143] Rob Crilly, "US Nuclear Commander Would Resist 'Illegal' Presidential Order for Strike," *Telegraph*, November 18, 2017, <http://www.telegraph.co.uk/news/2017/11/18/us-nuclear-commander-would-resist-illegal-order-strike/>.

[144] 「第10回包括的核実験禁止条約 (CTBT) 発効促進会議最終宣言 (骨子)」外務省、2017年9月20日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000291811.pdf>.

[145] "Joint Appeal by Mr. FUMIO KISHIDA, Minister for Foreign Affairs of Japan, Mr. KAIRAT ABDRAKHMANOV, Minister for Foreign Affairs of Kazakhstan and Dr. LASSINA ZERBO, Executive Secretary of the CTBTO PrepCom," May 2, 2017, https://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/statements/2017/02052017_CTBTTO_Japan_Kazakhstan_JointAppeal.pdf.

[146] NPT/CONF.2020/PC.I/WP.3, March 17, 2017.

[147] CTBT-Art.XIV/2017/4, September 14, 2017.

の支払い状況（2017 年末時点）は、下記のとおりである¹⁴⁸。

- 全額支払い（Fully paid）：豪州、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、英国
- 一部未払い（Partially paid）：メキシコ、米国
- （未払いにより）投票権停止（Voting right suspended）：ブラジル、イラン、ナイジェリア

米議会は国防授權法で、CTBTO への分担金支払いを制限するとともに、核実験禁止に関する安保理決議 2310 は、CTBT の目標及び目的に反する行動を控えることを米国に義務付けるものでも義務を課すものでもないとし、さらにその説明文（explanatory statement）では、「条約の批准、あるいは条約発効の準備を含むような CTBT の活動を米国の分担金で支援するのはまったく不適切だ」とした¹⁴⁹。

D) CTBT 検証システム発展への貢献

CTBT の検証体制は着実に整備が進められてきた。後述する 2017 年 9 月の北朝鮮による核実験も、国際監視制度（IMS）の地震学的監視施設が、自然

地震とは異なる地震として検知した。

IMS ステーションの設置については、本調査対象国のうち、未署名国で検証システムの発展に全く関与していないインド、パキスタン、北朝鮮及びサウジアラビアを除けば、中国、エジプト及びイランでの進展が遅れているという状況に変化はない¹⁵⁰。このうち中国に関しては、2016 年 12 月に放射性ガス観測施設 1 カ所を稼働させ、2017 年中にもう 1 カ所の放射性ガス観測施設が認証された。

日本は 2017 年 2 月、CTBT の監視網の強化のため、243 万ドルを拠出すると CTBTO に正式に通知した¹⁵¹。このうち 164 万ドルは放射性物質の移動式観測装置に用いられ、当初 2 年間は北日本地域に設置される。

E) 核実験の実施

北朝鮮は 2016 年の 2 回の核爆発実験の後も、次の地下核実験に向けた準備とも取れる行動を繰り返した¹⁵²。そして 2017 年 9 月 3 日、北朝鮮は豊溪里の核実験場で 6 回目の地下核実験を実施した。CTBTO によれば、IMS で観測された地震波はマグニチュード 6.0 で、この地震の規模から爆発威力は 160kt 程度と推計され、北朝鮮による実験では過去最大を記録した¹⁵³。北朝鮮は同日、ICBM に搭載する水爆の実験に成功したと発表し、あわせて開発した核弾頭が EMP 攻撃も可能な多機能弾頭だとした¹⁵⁴。北朝鮮はその後、太平洋上での核実験を示唆したが、2017 年中は実施されなかった。他方、北

[148] CTBTO, "CTBTO Member States' Payment as at 31-Dec-2017," https://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/treasury/52_31_Dec_2017_Member_States__Payments.pdf.

[149] Kingston Reif, "Hill Wants Development of Banned Missile," *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 10 (December 2017), p. 37.

[150] CTBTO, "Station Profiles," <http://www.ctbto.org/verification-regime/station-profiles/>.

[151] "Japan Gives US\$ 2.43 Million to Boost Nuclear Test Detection," CTBTO, February 23, 2017, <https://www.ctbto.org/press-centre/highlights/2017/japan-gives-us-243-million-to-boost-nuclear-test-detection/>.

[152] たとえば、核実験場における地下トンネルの掘削については、Frank Pabian and David Coblenz, "North Korea's Punggye-ri Nuclear Test Site: Analysis Reveals Its Potential for Additional Testing with Significantly Higher Yields," *38 North*, March 10, 2017, <http://38north.org/2017/03/punggye031017/> を参照。

[153] この核実験は、実験場付近で複数の地滑りを引き起こすほどの規模であった。Frank V. Pabian, Joseph S. Bermudez Jr., and Jack Liu, "North Korea's Sixth Nuclear Test: A First Look," *38 North*, September 5, 2017, <http://www.38north.org/2017/09/punggye090517/>.

[154] "Kim Jong Un Gives Guidance to Nuclear Weaponization," *KCNA*, September 3, 2017, <http://www.kcna.co.jp/item/2017/201709/news03/20170903-01ee.html>.

朝鮮が核実験場の西側坑道の掘削作業を続けていると報じられており¹⁵⁵、これが将来の核実験に使用される可能性がある。

核爆発実験以外の活動については、米国が核備蓄管理計画（SSP）の下で、「地下核実験を行うことなく備蓄核兵器を維持及び評価する」ことを目的として、未臨界実験、あるいは強力なX線を発生させる装置「Zマシン」を用いて超高温・超高压の核爆発に近い状態をつくり、プルトニウムの反応を調べるといった実験を含め、核爆発を伴わない様々な実験を継続してきた。国家核安全保障局（NNSA）はその種類及び回数をホームページで公表してきたが、2015年第1四半期を最後に更新されていない（2017年12月現在）¹⁵⁶。

米国以外の核保有国では、フランスが、核兵器の信頼性・安全性を保証する活動として、極端な物理的状況下での物質のパフォーマンス、並びに核兵器の機能をモデル化するシミュレーション及び流体力学的実験（hydrodynamic experiments）を実施していること、さらに、これらは新型核兵器の開発を念頭に置くものではないことを明らかにしたが¹⁵⁷、その具体的な実施状況については公表していない。またフランスと英国は2010年11月に、X線及び流体力学実験施設の建設・共同運用に関する協定を締結している¹⁵⁸。残る核保有国は、核爆発を伴わない実験の実施の有無に関して公表していない。

CTBTは核爆発を伴わない実験を禁止していないが、NAM諸国はそうしたものを含めて核兵器に係る実験の即時・無条件の停止、並びに核実験場の実現可能で、透明性・不可逆性があり、検証可能な方法での閉鎖などを求めている¹⁵⁹。

(8) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

A) 条約交渉開始に向けた取組

1995年NPT運用検討・延長会議で採択された「原則及び目標」では、CDにおける兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始及び早期締結が目標に掲げられたが、現在に至るまで条約交渉は開始されていない。CDでは2017年の会期でも、FMCTの交渉を行う特別委員会（ad hoc committee）の設置を盛り込んだ作業計画を採択できなかった。前年までと同様に、パキスタンが兵器用核分裂性物質の新規生産だけでなく、既存のストックをも条約交渉の対象に含めるよう強く主張し、これが受け入れられない限りは作業計画の採択に反対するとの姿勢を変えなかったためである。また、パキスタンは2017年2月に開催されたFMCTに関するラウンドテーブルで、インドのすべての民生用原子力施設がIAEA保障措置の対象となるべきであり、その保証が得られなければ交渉に反対すると述べた¹⁶⁰。

中国及びイスラエルは、兵器用核分裂性物質の新規生産禁止を定めるFMCTの交渉開始に賛成しているが、西側核兵器国ほどの積極性を示しているわけではない。中国は、核軍縮、非核兵器国への安全の保証、FMCT及び「宇宙における軍拡競争の防止（PAROS）」といった重要な問題に関して、包括的でバランスの取れた態様での実質的な作業をCDで開始することを支持するとしてきた¹⁶¹。FMCT交渉開始をCDにおける最優先事項と位置付けるフランス、英国及び米国とは一定の距離を置いている。

CDでのFMCT交渉開始を促進すべく、これまでも様々な施策が講じられてきた。2016年の国連総

[155] Frank V. Pabian, Joseph S. Bermudez Jr. and Jack Liu, "North Korea's Punggye-ri Nuclear Test Site: Tunneling at the West Portal," *38 North*, December 11, 2017, <http://www.38north.org/2017/12/punggye121117/>.

[156] NNSA, "Stockpile Stewardship Program Quarterly," <https://nnsa.energy.gov/ourmission/managingthestockpile/sspquarterly>.

[157] NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

[158] NPT/CONF.2015/29, April 22, 2015.

[159] NPT/CONF.2015/WP.7, March 9, 2015.

[160] "Pakistan Wants India's Entire Nuclear Programme under IAEA Safeguards," *Nation*, February 6, 2017, <http://nation.com.pk/06-Feb-2017/pakistan-wants-india-s-entire-nuclear-programme-under-iaea-safeguards>.

[161] NPT/CONF.2015/32, April 27, 2015.

会決議では、FMCT ハイレベル専門家準備グループの設置が決定された。25 カ国¹⁶²の専門家で構成される同グループは、FMCT の実質的な要素に関する検討及び勧告を目的として、2017 年と 2018 年にそれぞれ 2 週間の会合を開催する¹⁶³。その第 1 回会合は 2017 年 7 月 31 日から 8 月 11 日までジュネーブで行われ、意思決定機関や検証実施機関等を含む組織のあり方、条約の発効等を規定する法的事項、条約の中核的義務と定義と検証の規定のあり方やこれらの相互関係、条約の目的に資するための透明性及び信頼醸成措置などが議論された。同グループにはパキスタンも参加を要請されたが、3 月の同グループ非公式協議会合で、兵器用核分裂性物質の新規生産のみを禁止する条約に係るいかなる議論にも参加できないなどと述べ、参加を拒否した。パキスタンはこれに加えて、CD の役割はコンセンサスで合意されていない国連総会のプロセスによって阻害されてはならないこと、議論は CD で実施できるものであること、CD における作業計画採択の阻害要因である政治的懸念を扱わないこと、25 カ国からの代表がコンセンサスに達しても、それは参加しない国を拘束するものではないことなどを主張した¹⁶⁴。

B) 生産モラトリアム

核保有国による兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムについては、前年から状況に変化はなく、中国、インド、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮が宣言していない。このうち、北朝鮮、インド及びパキスタンは、兵器用核分裂性物質の生産、並びに生産能力の拡大を続けているとみられる¹⁶⁵。他方、中国は現在、兵器用核分裂性物質を生産していないと

考えられている¹⁶⁶。イスラエルの状況は明らかではない。

核保有国は、自国が保有する兵器用核分裂性物質の量を公表していないが、民間研究所による分析・推計については本報告書第 3 章でとりまとめている。

(9) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

2010 年 NPT 運用検討会議で採択された最終文書で、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展に関して、2014 年 NPT 準備委員会で報告するよう求められた（行動 5）。最終文書では、これに加えて、核兵器国を含む締約国に対して、累次の運用検討会議で合意された核軍縮措置の実施に係る定期報告の提出（行動 20）、並びに信頼醸成措置として報告の標準様式への合意など（行動 21）が求められた。これらを受けて核兵器国は、2014 年準備委員会および 2015 年運用検討会議に、「共通のフレームワーク」及び「共通のテーマ・カテゴリー」を用いて、NPT の三本柱（核軍縮、核不拡散、原子力平和利用）に係る自国の実施状況をそれぞれ報告した。しかしながら、2017 年準備委員会にそうした報告を提出した核兵器国はなかった。また非核兵器国についても、NPT の履行状況に関する報告を提出したのは、わずかに 7 カ国（豪州、オーストラリア、カナダ、イラン、日本、ニュージーランド、ポーランド）であった。

その 2017 年準備委員会では、NPT 締約国、とりわけ核兵器国による定期的な報告を通じた透明性の向上に関して、いくつかの提案がなされた。たとえば NAC は、核兵器国が核軍縮義務・コミットメ

[162] アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、エストニア、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、日本、メキシコ、モロッコ、オランダ、ポーランド、韓国、ロシア、セネガル、南アフリカ、スウェーデン、英国、米国。

[163] “High Level Fissile Material Cut-off Treaty (FMCT) Expert Preparatory Group,” United Nations Office at Geneva, July 28, 2017, [https://www.unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/B8A3B48A3FB7185EC1257B280045DBE3?OpenDocument](https://www.unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/B8A3B48A3FB7185EC1257B280045DBE3?OpenDocument).

[164] “General Statement by Pakistan,” Informal Consultative Meeting by the Chairperson of the High-level FMCT Expert Preparatory Group, New York, March 2-3, 2017, [https://www.unog.ch/80256EDD006B8954/\(httpAssets\)/BBA938B952963392C12580DC0046E8C0/\\$file/Pakistan+Statement-GENERAL-FMCT++++Informals-NY-March2017.pdf](https://www.unog.ch/80256EDD006B8954/(httpAssets)/BBA938B952963392C12580DC0046E8C0/$file/Pakistan+Statement-GENERAL-FMCT++++Informals-NY-March2017.pdf).

[165] 『ひろしまレポート 2017 年版』などを参照。

[166] たとえば、Hui Zhang, “China’s Fissile Material Production and Stockpile,” *Research Report*, International Panel on Fissile Materials, No. 17 (2017)などを参照。

ントの履行に関する具体的かつ詳細な情報—とりわけ核弾頭や運搬手段の数・種類、核兵器の役割・リスク低減のために講じた措置、軍事目的に生産された核分裂性物質の量など—を2020年運用検討サイクルに提出するよう提案した。またNACは、核兵器国以外で軍事・安全保障概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割を維持している国に対しても、核兵器の役割・リスク低減のために講じた措置、あるいは領域内にある核弾頭の数・種類などを報告するよう求めた。NAC提案ではさらに、進捗状況を客観的に評価すべく、核軍縮義務・コミットメントの履行の測定可能性を改善するオプション（ベンチマークや類似の基準の設定など）を議論すべきだと主張した¹⁶⁷。

NPDIは、2010年NPT運用検討委員会最終文書に盛り込まれた64の行動計画を基に新しい報告テンプレートを提案し、2020年NPT運用検討サイクルの間、核兵器国だけでなく非核兵器国もそれを用いて実施状況を報告するよう求めた。核兵器国に対してはさらに、2010年の行動計画に含まれた核兵器国のコミットメントに留意し、2020年運用検討サイクルの間、透明性に関する定期報告の提出を奨励した¹⁶⁸。

NPDIが2012年NPT準備委員会に提出した作業文書「核兵器の透明性」には、大別して、核弾頭、運搬手段、兵器用核分裂性物質、核戦略・政策について報告を行うためのテンプレート案が添付されている¹⁶⁹。このテンプレートを用いて核兵器（保有）国の透明性に関する動向をまとめると、概ね表1-7のようになる。

[167] NPT/CONF.2020/PC.I/WP.13, March 24, 2017.

[168] NPT/CONF.2020/PC.I/WP.17, March 19, 2017.

[169] NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12, April 20, 2012.

表 1-7：核軍縮に係る透明性

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
核弾頭									
核弾頭の総数（廃棄待ちを含む）		○							
ストックパイル中の核弾頭の総計		○		○	○				
戦略または非戦略核弾頭数		○	△	○	△				
戦略または非戦略核弾頭数（配備）		○	△	○	△				
戦略または非戦略核弾頭数（非配備）		○		○	△				
2017 年における核弾頭の数的削減			○	○	○				
2017 年に廃棄された核弾頭の総計									
運搬手段									
タイプ別（ミサイル、航空機、潜水艦、砲弾など）の核運搬手段の数		○	△	○	○				
2017 年における運搬手段の数的削減			○		○				
2017 年に廃棄された運搬手段の総計									
1995 年以降の核軍縮									
1995-2000		○	○	○	○				
2000-2005		○	○	○	○				
2005-2010		○	○	○	○				
2010-2017		○	○	○	○				
核ドクトリン									
軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割・重要性を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
核戦力の運用態勢（operational readiness）を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
事故あるいは未承認による核兵器使用のリスクを低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
消極的安全保証	○	○	○	○	○	○		○	○
非核兵器地帯条約議定書の批准の現状及び見通し	○	○	○	○	○	—	—	—	—
非核兵器地帯条約議定書の発効に関する協議・協力	○	○	○	○	○	—	—	—	—
非核兵器地帯条約議定書についての留保の再検討の現状						—	—	—	—
核実験									
CTBT 批准状況	△	○	○	○	△		△		
核爆発実験に関するモラトリアムの継続に関する政策の現状	○	○	○	○	○	○		○	
国、地域及び世界レベルでの CTBT 発効促進のための活動		○		○	○				
予定される政策見直し									
核兵器のストック、核ドクトリンあるいは核態勢に関する、予定された、または実行中の政策見直しのスコープ及び焦点				○	○				
核分裂性物質									
国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの総計				○	○				
国家安全保障目的のために生産された HEU の総計				○	○				
国家安全保障目的には余剰と宣言された核分裂性物質の総計			△		△				
軍事目的に必要ないとされたすべての核分裂性物質を IAEA に申告すること、並びにそれらの核分裂性物質を IAEA などの国際的な検証下に置くこと、あるいは平和目的に処分するための取組についての現状		○	△	○	△				
そのような核分裂性物質の不可逆的な除去を確保するための適切な法的拘束力のある検証の取組についての発展の現状			△	△	△				
兵器用核分裂性物質の生産施設の廃棄または平和利用への転換の現状（または将来の計画）		○							
核軍縮を支える他の措置									
信頼の向上、透明性の改善及び効率的な検証措置の発展を目的とした政府、国連及び市民社会との間の協力		○		○	○				
NPT 第 6 条、1995 年の決定「核不拡散及び核軍縮の原則及び目標」の paragraph 4(c)、及び 2000 年 NPT 運用検討会議の最終文書で合意された実際のステップの履行に関する定期報告（2017 年）									
軍縮・不拡散教育促進の活動		○		○	○				

[○：高いレベルの透明性 △：限定的な透明性]

(10) 核兵器削減の検証

核軍縮に関する検証は、新 START の下での米露による戦略核戦力削減に対して実施されている。

米国が2014年に立ち上げた「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」では、26の参加国（並びに EU 及びバチカン市国）¹⁷⁰により、核弾頭の解体、並びに解体された核弾頭に由来する核物質の検証方法・技術に焦点を当てた検討が続けられている。その第5回全体会合は、2017年11～12月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催された。会合には22カ国が参加し、IPNDVにおける検討のフェーズ1の完了及びフェーズ2の開始が議論された。2年間のフェーズ1では、核兵器のライフサイクルの解体段階に焦点を当て、概念的な核兵器の解体、多国間の査察チームによる解体の検証、並びに査察を支援する関連技術を含むシナリオの発展が試みられた¹⁷¹。また、さらなる分析が必要な検証問題として、下記のようなものが特定された¹⁷²。

- 幅広い核軍縮プロセスにおける、また核兵器廃棄のより特定の監視・査察を補完するものとしての申告
- 査察プロセスを通じたデータの取り扱い
- 特殊核分裂性物質及び高性能爆薬の測定を可能にする技術
- 見込みのある技術及び手続きの実験並びに演習

フェーズ2では、将来の核軍縮検証を支援するために、効果的かつ実践的な検証オプションの理解を深め、演習やデモンストレーションなどの目に見える活動を通じてその任務を示していくことが目標に掲げられ、削減の検証及び検証技術の3つの作

業グループが設置される¹⁷³。

核軍縮の検証に関しては、英国及び米国、並びに英国及びノルウェーがそれぞれ共同で技術開発を進めてきた¹⁷⁴。また非核兵器国からは、たとえば核兵器計画から除去される核分裂性物質に適用される検証措置の発展などについて、IAEAによる関与を求める主張もある¹⁷⁵。

また、TPNW 第4条には、核兵器廃棄の検証に関する手続きが規定された。まず、2017年7月7日の後に核兵器を保有などし、条約が当該国について発効する前に核兵器計画を廃止した締約国については、その確認を目的として権限ある国際当局 (competent international authority) と協力し、また申告・未申告の核物質が平和的な核活動から転用されていないことを保証すべく、IAEA と保障措置協定を締結する (1項)。また、依然として核兵器を保有などする締約国は、核兵器を直ちに運用上の地位から撤去し、最初の締約国会合により決定される期日までに、その締約国の核兵器計画についての検証を伴いかつ不可逆的な除去のため、法的拘束力があり、期限を伴う計画に従い、核兵器を廃棄する。当該締約国につき条約が発効した後60日以内に提出される廃棄計画は権限ある国際当局と交渉され、権限ある国際当局は後に最も早く開催される締約国会議または運用検討会議のいずれかに、承認のためにその計画を提出する (2項)。

(11) 不可逆性

A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画

米露による新 START では、過去に締結された主要な二国間核軍備管理条約と同様に、条約で規定さ

[170] 3核兵器国（フランス、英国及び米国）のほか、豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、ドイツ、インドネシア、日本、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、韓国、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE など。中国及びロシアはフェーズ1にはオブザーバー参加していたが、フェーズ2には参加していない。

[171] The U.S. Department of State, “The International Partnership for Nuclear Disarmament Verification: Phase I,” December 8, 2017, <https://www.state.gov/t/avc/rls/2017/276402.htm>.

[172] International Partnership for Nuclear Disarmament Verification, “Phase I Summary Report: Creating the Verification Building Blocks for Future Nuclear Disarmament,” November 2017, p. 4.

[173] The U.S. Department of State, “The International Partnership for Nuclear Disarmament Verification: Phase II,” December 8, 2017, <https://www.state.gov/t/avc/rls/2017/276403.htm>.

[174] 『ひろしまレポート 2017年版』などを参照。

[175] 『ひろしまレポート 2017年版』などを参照。

れた上限を超える戦略（核）運搬手段について、検証を伴う解体・廃棄を実施することが義務付けられている。核弾頭の解体・廃棄については、条約上の義務ではないものの、両国は一方的措置として部分的に実施してきた。

両国は、核戦力の廃棄に関する正確な規模や全体像を公表していない。米国のオバマ前政権は、解体核弾頭数など一定の情報を提供し（表 1-8 参照）¹⁷⁶、2017 年 1 月のトランプ政権発足以降、関連する情

報は公表されていない。2017 年 5 月、共和党主導の議会は、退役した核弾頭の解体を加速化するという前政権による提案の実施を禁止すると議決し、解体・廃棄活動に係る予算も、前政権の要求額から 19%削減するとした¹⁷⁷。

他の核兵器国からは、核兵器の廃棄に関する新たな報告はなされていないが、フランス及び英国は、退役した核弾頭や運搬手段の解体を行っている。

表 1-8：米国の核兵器ストックパイル数及び廃棄数

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
核兵器ストックパイル数*	5,113	5,066	4,897	4,881	4,804	4,717	4,571	4,018
廃棄核弾頭数		352	305	308	239	299	146	533

* 退役及び廃棄待ちの核兵器は含まれていない。

出典) U.S. Department of State, “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” Fact Sheet, April 29, 2014, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/225343.htm>; NPT/CONF.2015/38, May 1, 2015; John Kerry, “Remarks at the 2015 Nuclear Nonproliferation Treaty Review Conference,” New York, April 27, 2015, <http://www.state.gov/secretary/remarks/2015/04/241175.htm>; http://open.defense.gov/Portals/23/Documents/frddwg/2015_Tables_UNCLASS.pdf; “Remarks by the Vice President on Nuclear Security,” Washington, DC., January 11, 2017, <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2017/01/12/remarks-vice-president-nuclear-security>.

B) 核兵器関連施設などの解体・転換

核兵器関連施設などの解体・転換に関して、2017 年には顕著な動きはみられなかった。核保有国から新たな情報の公開もなされなかった¹⁷⁸。

フランスについては、核保有国の中で唯一、1996 年に核実験場の完全かつ不可逆的な閉鎖を決定し、1998 年に完全に閉鎖して除染作業を行った¹⁷⁹。

C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など

2011 年 7 月に発効した米露間のプルトニウム管理・処分協定（PMDA）¹⁸⁰ に関しては、ロシアが 2016 年 10 月に履行を停止するとの大統領令を発表した。2017 年 4 月に公表された米国の報告書では、ロシアが協定の義務に違反しているとの兆候はないものの、履行の停止は将来の遵守に対する懸念を高めているとした¹⁸¹。これに対してロシアは、米国の敵対的な行為、ならびに協定が署名された 2000 年以降の状況の劇的な変化への対応として履

[176] 『ひろしまレポート 2017 年版』を参照。

[177] Kingston Reif, “Congress Limits Warheads Dismantlement,” *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 5 (June 2017), p. 31.

[178] 前年までの動向に関しては、『ひろしまレポート 2017 年版』を参照。

[179] NPT/CONF.2015/10, March 12, 2015.

[180] 解体する核弾頭から取り出された米露の余剰プルトニウム各 34 トンを、MOX 燃料化して民生用原子炉で使用し処分するというもの。

[181] U.S. Department of State, “Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” April 2017, <https://www.state.gov/t/avc/rls/rpt/2017/270330.htm>.

行を停止しただけだと批判した¹⁸²。

トランプ米政権は前政権と同様に、(米露合意に基づいて計画された) MOX 生産施設 (MFFF) の建設の終了、並びにプルトニウムの希釈・処分を模索している¹⁸³。その理由として、MFFF 建設費の高騰とスケジュールの遅延が挙げられてきた。これに対して、議会は依然として「希釈・処分オプション」を認めておらず、MFFF 建設への予算を計上している。また「希釈・処分オプション」を受け入れる条件として、MOX 計画よりもコストが半額以下であること、エネルギー長官がそのオプションを完了するのに必要な法令・規制の変更の詳細を提供すること、並びにサバンナ・リバー・サイトの「持続可能な将来」を確立することを挙げている¹⁸⁴。

米国は NPT 運用検討プロセスなどで、軍事用の核分裂性物質を大幅に削減してきたことを明らかにしてきた。2017 年の NPT 準備委員会では、2009 年に 95.4 トンあったプルトニウムのうち、61.5 トンが米国の防衛のニーズを超えた余剰分であり、また 2004 年時点で 686 トンあった HEU のうち、374 トンが核兵器計画から除去され、そこから 153 トン以上が民生用原子炉の燃料として使用するために希釈されてきたと公表した¹⁸⁵。

(12) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

軍縮・不拡散における市民社会との連携に関して、まず特筆すべきは、TPNW の策定過程における NGO など市民社会の関与である。推進国が交渉会議開催への道筋をつくった 2016 年の多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会 (OEWG) と同様に、核兵器禁止条約交渉会議でも市民社会の参加が認められ、被ばく者、NGO などがステートメントの発表、あるいは公式文書の提出

などを行った。なかでも ICAN は、オーストリアなど主導国とともに条約締結に向けて積極的なイニシアティブをとり、上述のようにその功績が認められてノーベル平和賞が授与された。

NPDI は、2017 年 NPT 準備委員会に提出した作業文書で、とりわけ 10 代の若者への教育はもっとも重要であり、被爆の実相を次の世代に伝承していくべきであるとした¹⁸⁶。特にそうした活動を重視してきた日本は、2017 年 8 月にジュネーブの軍縮会議日本政府代表部で、第 20 代高校生平和大使 (ユース非核特使) の 22 名と現地の軍縮関係者との意見交換会を開催した。

近年の NPT 運用検討会議及びその準備委員会、並びに国連総会第一委員会では、NGO などが参加するサイドイベントが開催されている¹⁸⁷。2017 年の NPT 準備委員会では豪州、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、カザフスタン、韓国、ニュージーランド、メキシコ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国、米国などが、また国連総会第一委員会では、豪州、オーストリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スイス、英国などがそうしたサイドイベントを開催した。

「市民社会との連携」に関しては、各国政府が核軍縮・不拡散に関する情報をどれだけ国内外の市民に向けて提供しているかも判断材料となろう。調査対象国のうち、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、米国、英国といった国々のホームページ (英語版) では、(核) 軍縮・不拡散に関するセクションが設けられ、程度の差はあるものの他国と比べて充実した情報が掲載されている。

最後に、近年の動きとして、核兵器の開発・製

[182] Maggie Tennis, "INF Dispute Adds to U.S.-Russia Tensions," *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 5 (June 2017), pp. 29-30.

[183] Kingston Reif, "Trump Budget Supports MOX Termination," *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 6 (July/August 2017), p. 30.

[184] Frank von Hippel, "Fissile Material Issues in the U.S. National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2018," *IPFM Blog*, December 17, 2017, http://fissilematerials.org/blog/2017/12/fissile_material_issues_i.html.

[185] "Statement by the United States," Cluster 1, First Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference, May 4, 2017.

[186] NPT/CONF.2020/PC.I/WP.16, April 19, 2017.

[187] 2017 年 NPT 準備委員会では、広島県が主催し、広島県知事などがパネリストとして参加した会合「核兵器国と非核兵器国の間の亀裂の橋渡し」(5月2日)が開催された。

造などに携わる組織や企業などへの融資の禁止や引揚げ (divestment) を定める国が出始めている。ICAN の報告書によれば、スイス及びルクセンブルグでは、核兵器のための投資を制限する国内法が制定された。核兵器に関する企業への投資を行わないとのポリシーを明確にしている銀行や投資ファンドもある¹⁸⁸。また、ノーベル財団のヘイケステン (Lars Heikensten) 専務理事は 2017 年 10 月、同財団は「倫理に関する明確なガイドラインを有しており、たとえば対人地雷やクラスター弾に関する国際条約に違反する企業に投資するファンド、あるいは核兵器に投資するファンドへの新規の投資はなされていない」¹⁸⁹としている。

(13) 広島平和記念式典への参列

8月6日に広島で開かれた平和記念式典には、80カ国とEU代表部からの参列があった。このうち、日本以外の本調査対象国の参列状況は下記のとおりである。

- ▶ 大使級：豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、インド、イスラエル、カザフスタン、ニュージーランド、フィリピン、パキスタン、ポーランド、英国、米国
- ▶ 大使以外：オーストリア、エジプト、インドネシア、イラン、韓国、ノルウェー、ロシア、UAE（このうち、オーストリア、エジプト、インドネシア、イラン、ノルウェー、UAE は、過去3年間に大使級による参列があった）
- ▶ 不参加：チリ、中国、ドイツ、オランダ、メキシコ、ナイジェリア、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、北朝鮮（このうちチリ、ドイツ、オランダ、メキシコ、ナイジェリア、南アフリカ、スウェーデンは、過去3年間に1

回以上の参列があった）

日本は様々な場で、「世界の指導者らの広島、長崎の被爆地訪問」を働きかけてきたが、2017年には、チェコ首相、バングラデシュ海外居住者福利厚生・海外雇用省大臣、バングラデシュ独立戦争省大臣、リトアニア外務大臣、ローマ教皇庁福音宣教省長官、ボスニア・ヘルツェゴビナ外務大臣による訪問が実現した¹⁹⁰。

[188] 核兵器に関する企業への銀行及び投資ファンドの動向に関しては、IKV Pax Christi and ICAN, "Don't Bank on the Bomb: A Global Report on the Financing of Nuclear Weapons Producers," December 2016 を参照。

[189] "Nobel Foundation Accused of Indirect Nuclear Arms Investments," *Swissinfo.ch*, October 20, 2017, https://www.swissinfo.ch/eng/politics/transparency-call_nobel-foundation-accused-of-indirect-nuclear-arms-investments/43614160.

[190] 「広島市への海外からの賓客訪問実績」広島市ホームページ、<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1416289898775/index.html>。

【コラム6】NPT体制：2020年NPT運用 検討会議に向けて

ティティ・エラスト、シビル・パウアー

2020年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議に向けては、凶兆を予感させる負の力学がいくつか存在している。2015年の運用検討会議の時と同じように、NPT上の核兵器国（すなわち、国連安全保障理事会の5常任理事国であり、P5としても知られる、中国、フランス、ロシア、英国、米国、）は、核軍縮の進展に関してほとんど成果を示してこなかった。この状況に対する非核兵器国の不満が、2017年7月に採択された核兵器禁止条約（TPNW）交渉の大きな要因だった。P5とその同盟国は、既に確立されたNPTを基軸とした秩序を脅かすものとして、この新しい条約をほぼ一致して退けている。したがって、TPNWの直近の短期的な影響は、核兵器国と非核兵器国間のさらなる分極化であった。

TPNWは、多くの者にとって、NPT締約国間で最も論争を招く問題のように思える一方で、遅々として進まない核軍縮に関するより深い亀裂の氷山の一角にすぎない。2020年NPT運用検討会議までこうした亀裂を埋める方法はあるのか？そして、埋めることができないとすれば、軍縮・不拡散体制にとって何を意味することになるのだろうか？

1. NPTの核軍縮の柱の再活性化

NPT成立からほぼ半世紀にわたって、核軍縮は条約の3本柱（核不拡散、原子力平和利用及び核軍縮）のうち最も脆弱であることが判明してきた。2000年運用検討会議で採択された13の「実際の措置」と、2010年運用検討会議で合意された64項目の行動計画は、打ち砕かれていた希望を再生した。2010年の新戦略兵器削減条約（新START）と核関連用語集の策定を除けば、P5は具体的な核軍縮のステップに関して、ほとんど何も成果を挙げてこなかった。NPT内の不満のもう1つの大きな源泉は、中東地域における非大量破壊兵器地帯の設立

に関する1995年の決議が履行されてこなかったことである。実際、後者の問題は、2015年運用検討会議でコンセンサスの最終文書を採択できなかった唯一最大の重要な要因だった。

コンセンサスに基づくNPTの枠組みと、核兵器に対する言説を支配している伝統的な安全保障のパラダイムの制約を避けようとして、非核兵器国の大多数は、核兵器の問題に国際人道法を持ち出すことによって異なるアプローチを模索した。2013年から2014年にかけて、非核兵器国は、核兵器のいかなる使用による壊滅的な非人道的影響を強調する一連の会議を組織した。これらの会議は結果として、2016年12月、核兵器を禁止する条約に関する交渉を開始するという、113カ国が賛成した国連総会決議に結実した。交渉は2017年7月にまとめられ、TPNWの採択につながった。

TPNWの交渉担当者によれば、TPNWの目的の1つはNPTの核軍縮の柱を強化し、核兵器の禁止と廃絶に向けたいわゆる法的ギャップを埋めていくことである。TPNWの法的禁止は、核兵器国が条約の外に留まる限りは適用されないものの、核兵器に対する普遍的な汚名を強めることによってTPNWが間接的に核兵器国に影響を与え得ることを想定したものである。

TPNWは長期にわたって予想通りに機能するかもしれないが、最も明瞭で短期的な効果は、NPT締約国間の分極化を高めたことである。中国を除くP5はTPNWに対して、非現実的な期待を創出し、現在の安全保障の問題と既存の安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を無視していると批判している。多くの要因がほぼ間違いなく、現在までのTPNWの比較的低い署名国数と批准国数に関係している。それはたとえば、NPTとTPNWのオーバーラップによって核軍縮の努力に断片化をもたらしかねないという恐怖、TPNWの文言の一部やNPTとの関係に対する留保、あるいは条約を署名することに対する米国の圧力である¹。

2. 2020年運用検討会議の重要性とその先

TPNWに対する立場に関わりなく、非核兵器国

[1] 2017年7月には122カ国がTPNWの採択に賛成票を投じたが、2018年2月までに56カ国のみが署名し、5カ国が批准するのみである。

の多数は、核軍縮の義務に対する P5 のコミットメントの欠如に対して不満をもち続けている。この観点からすれば、分極化を低減する最も効果的な方法は、P5 が実質的なステップを通じて過去に確立された義務の達成に向けて確実に前進することだろう。

したがって、核軍縮に向けた最も実行可能なステップの特定、これへの関与により TPNW の亀裂を乗り越えることが、すべての NPT 締約国にとって理に適うことであろう。過去の NPT 文書に述べられているように、それらの措置には、偶発的あるいは意図的な核兵器使用のリスクを減らすこと、包括的核実験禁止条約 (CTBT) を発効させること、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉を開始することが含まれている。さらには、米露の戦略兵器の削減は伝統的には多国間軍縮の問題とは切り離されてきたが、この方面でのいかなる進展も NPT の枠組みを強化するだろう。とりわけ、1987 年に成立した中距離核戦力 (INF) 条約を破綻から救うことが、核軍備管理の逆行を防ぐ上で極めて重

要である。核軍縮を検証する新たなツールの発展にだけでなく、核戦力に関する透明性と報告を進める手段にも、多国間のより大きな注目が当てられるべきである。さらに、NPT の核不拡散の柱は、新しい検証基準としての国際原子力機関 (IAEA) 保障措置協定追加議定書を未締約国に採択するよう促すことで強化され得る。同時に、核不拡散に対する支持は、既存の合意の尊重、とりわけすべての P5 によるイラン核合意への継続的で明確な支持を意味している。

最後に、TPNW を議論するより誠意ある方法を発見することは、NPT で建設的な議論をするための道を開くだろう。なぜなら、両条約とも核兵器の最終的な廃絶という長期的な目標を共有しているからだ。2020 年に明確で具体的な結果について合意することが、NPT の将来的な信頼性と正当性にとって不可欠なものとなるだろう。

(ティティ・エラスト ストックホルム国際平和研究所研究員 / シビル・バウアー 同研究所研究部長)